

和歌山県文化財保存活用大綱

— 後世にわたり、文化遺産を守り引き継いでいくために —



①



②



③



④



⑤



⑥



⑦



⑧

令和3年3月

和歌山県教育委員会

【表紙写真】

- ①和歌山城（和歌山市／国史跡）
- ②根来寺多宝塔（大塔）（岩出市／国宝建造物・史跡）
- ③金剛峯寺境内（奥の院地区）（高野町／国史跡）
奥の院の大杉林（高野町／県天然記念物）
- ④藤白の獅子舞（海南市／県無形民俗）
- ⑤蘭島及び三田・清水の農山村景観（有田川町／重要文化的景観）
- ⑥紙本著色道成寺縁起（日高川町／国美術工芸品）
- ⑦円月島（高嶋）・千畳敷・三段壁（白浜町／国名勝）
- ⑧新宮の速玉祭・御燈祭り（新宮市／国無形民俗）

凡例 文化財名（所在地／国・県・市町村別指定種別）

目 次

はじめに	1
第1章 大綱策定の背景と目的	
1 文化遺産と社会情勢	2
2 大綱策定の目的	2
3 大綱が対象とする文化財・文化遺産	2
4 大綱と関係する県の基本施策及び計画、SDGs	3
第2章 和歌山県の風土・歴史・文化財の概要	
1 和歌山県の概要	5
2 和歌山県の歴史文化・文化財	10
3 和歌山県の文化財	15
第3章 文化財の保存と活用の方針	
1 文化財の保存と活用に係る現状と課題	24
(1) 文化財の調査及び指定、実態把握について	24
(2) 人口減少、少子高齢化による文化財の担い手不足	24
(3) 犯罪や災害への対策	24
(4) 文化財の保存・活用のための費用負担の増加	24
2 めざすべき方向性	24
3 基本理念	25
4 文化財の保存と活用の基本方針	26
第4章 文化財の保存・活用を図るために講じる措置	
1 文化財全体に関する措置	27
2 和歌山県の種別ごとの文化財の現状と課題、対応策	28
(1) 有形文化財	28
(2) 無形文化財	30
(3) 民俗文化財	31
(4) 記念物	32
(5) 文化的景観	33
(6) 伝統的建造物群	33
(7) 埋蔵文化財	34
(8) 未指定文化財	35
(9) 伝統的な生活文化	35
3 個別の対応	36
(1) 調査・指定	36

(2) 保存管理	36
(3) 所有者への支援	37
(4) 教育普及	37
(5) 専門職員の配置及び育成	38
(6) 地域における文化財の担い手育成	38
(7) 情報発信、観光、地域の活性化	38

第5章 市町村への支援の方針

1 県の役割	40
2 市町村の役割	40
3 市町村への支援の方針と支援策	40
(1) 支援の方針	40
(2) 支援策	40

第6章 文化財の防犯・防災対策及び災害発生時における対応

1 防犯・防災・災害発生時における対応のための平時の取組	42
(1) 防犯・防災体制の整備	42
(2) 文化財の現状把握・基礎データの作成	42
(3) 文化財の防災・減災のための取組	43
2 大規模災害時における対応	43

第7章 文化財の保存・活用の推進体制

1 県における体制	45
(1) 教育庁生涯学習局文化遺産課	45
(2) 博物館施設及び図書館・文書館	45
(3) 文化財保護審議会	45
(4) 文化財保護指導委員	46
(5) 関係部局・機関	46
(6) 県警察本部	48
2 関係団体との連携	48
3 市町村との連携	48
4 国や他都道府県との連携	49

〔別添資料1〕

総合計画・基本計画等抄録

〔別添資料2〕

世界遺産、日本遺産、歴史的風致維持向上計画、歴史の道、ジオパーク、世界農業遺産・日本農業遺産、博物館施設、和歌山県博物館施設等災害対策連絡会議会員一覧

はじめに

和歌山県は、国内最大の半島である紀伊半島の西半部に位置し、古代より「木の国」と呼ばれているように、山林が面積の80%以上を占めています。海岸線は650km以上に及び、紀の川、有田川、日高川、富田川、日置川、古座川、熊野川などの河川が流れ、プレート運動による地殻変動とも相まって複雑な地形を呈しています。

良好な港と豊富な木材資源に恵まれた本県では古代より造船技術が発達し、瀬戸内海や太平洋を介した海運によって、各地と繋がっていました。奈良時代に編纂された『日本書紀』には、古代豪族紀^{きし}氏が朝鮮半島に度々派遣されていたことが記されています。古代末期から中世にかけて熊野水軍が活躍し、その一部は、源氏と平氏の合戦で源氏方として参戦しています。また、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の構成資産になっている高野山・熊野三山などの霊場があり、日本人の宗教観や精神文化の形成に多大な影響を与えてきました。

このように、地理的、歴史的な背景から本県には数多くの文化財が存在し、国宝が36件で第6位、重要文化財が394件で第7位となっています。また、特別史跡に指定されている国内最大規模の岩橋千塚古墳群^{いわせせんづか}などの史跡・名勝・天然記念物や、ユネスコの無形文化遺産に登録された「那智の田楽」などの無形民俗文化財も数多く存在しています。

しかしながら、和歌山県の人口減少率は高く、人口減少と過疎化、少子・高齢化が社会生活のみならず、祭礼など伝統行事の存続を困難にするなど、文化財を取り巻く状況にも大きな影響を与えるようになってきています。

平成31年4月には改正文化財保護法が施行され、都道府県の教育委員会は、国の指針に基づいて、文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱を定めることができるものと規定されました。これに基づき、本県でも、総合的な文化財保護行政の推進のため、「和歌山県文化財保存活用大綱」を策定することといたしました。

今後はこの大綱に沿って、将来にわたって県内の文化遺産の適切な保存と活用を推進していくことをめざして、関係機関とも協力しながら具体的な施策を実現してまいります。

第1章

◆ 大綱策定の背景と目的

1 文化遺産と社会情勢

文化遺産は、人類が誕生して以来、様々な自然環境や社会の下で獲得してきた知識や技術によって生み出され、現在まで伝えられてきた貴重な共有遺産です。そのため、我々の歴史の成り立ちを理解する上で欠くことのできないものです。その中でも、古墳や城館、歴史的建造物など地域におけるランドマークやシンボリックなものは、社会資本としてまちづくりや地域の活性化の核となる大きな財産といえます。

これらの文化遺産を後世に伝えていくことは、現在を生きる我々の責務といえます。和歌山県では、近年、人口減少率が年間1%前後で推移し、全国的に見ても人口減少と過疎化、少子・高齢化が一段と速いスピードで進んでいます。その影響は社会生活のみならず、文化財保護行政にも及んでいます。歴史的建造物や記念物、伝統的な祭礼などの中には経済的あるいは人的要因により維持管理が困難となり、消滅の危機に瀕しているものもあります。指定等がなされた文化財においても、同様の事例が多くみられます。

自然災害の脅威もあります。近年では、集中豪雨や猛烈な台風などによる風水害が頻発し、文化財にも多大な被害をもたらしています。気象庁によると、今後30年以内に南海トラフ地震が発生する確率が70%~80%と予想されており、本県でも沿岸部を中心に地震と津波による甚大な損壊が想定されています。このような状況に鑑み、未指定も含めた文化財の所在調査と現況把握、防災・減災対策が喫緊の課題となっています。

平成31年4月1日付けで改正文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」といいます。）が施行され、第183条の2で「都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱を定めることができる。」と規定されました。また、市町村の教育委員会は、大綱を勘案して域内における文化財の保存と活用に関する総合的な計画（以下「地域計画」といいます。）を作成できることとなっています。

2 大綱策定の目的

本大綱は、本県の文化遺産に関する保存と活用の方向性を明確化し、将来のあるべき姿を実現するために、今後の取組に対する基本的な方針を定めること並びに市町村が今後、地域計画を作成する場合の統一的な指針となり、取り組みやすくなることを目的としています。

3 大綱が対象とする文化財・文化遺産

本大綱が対象とする文化財は、法第2条で規定される、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の6つの類型を基本としますが、未指定文化財についても対象とします。また、文化財の保存技術、埋蔵文化財についても対象とします。

現在は文化財として認識されていない伝統的な生活様式や大衆娯楽文化、鯨や寿司類などの

特色ある食文化、人形や漆器などの伝統工芸品、農林水産鉱工業、名所・旧跡・景勝地なども各地域の歴史・文化を物語る継承すべき文化遺産として認識し、地元の市町村とも情報の共有を図ります。

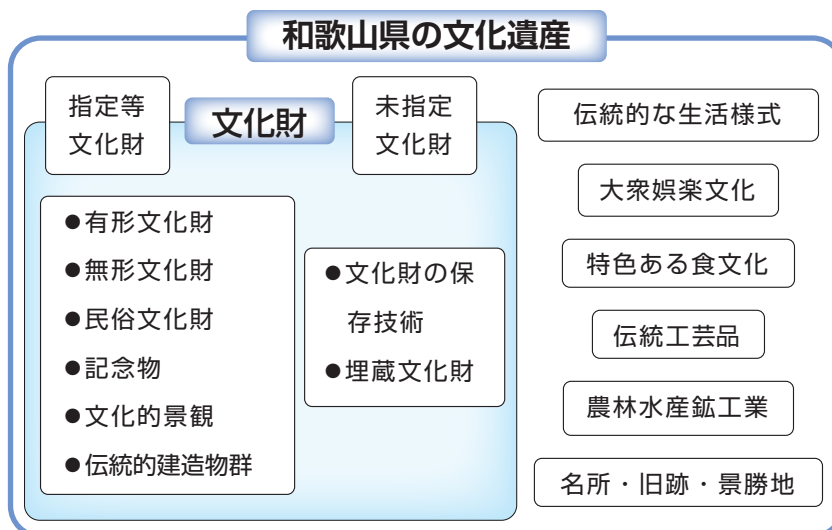


図1 和歌山県の文化遺産

4 大綱と関係する県の基本施策及び計画、SDGs

本大綱は、文化財分野での個別指針として位置づけられるものです。本大綱と関係する県の基本施策には、10年間の総合計画である「和歌山県長期総合計画（2017～2026）」及び教育関係の今後5年間の具体的な取組をまとめた「第3期和歌山県教育振興基本計画」があり、それらの方針に基づき本大綱を策定しています。

また、文化財を適切に保存し活用するためには、教育、文化芸術、防災、自然環境、農林水産鉱工業、観光等の関係部局との協力体制が必要なため、関連する「第三期和歌山県文化芸術振興基本計画」、「和歌山県地域防災計画」、「和歌山県国土強靱化計画」、「和歌山県景観計画」、「和歌山県環境基本計画」、「生物多様性和歌山戦略」とも整合を図っています。本大綱の内容については、社会情勢の変化に対応するため、5年～10年程度の期間ごとに見直しを行っていく予定です。

なお、2015年9月の国連サミットで採択されたSDGs（Sustainable Development Goals/持続可能な開発目標）において、2030年までに実現する17の目標と169の取組・手段が掲げられています。本大綱の第3章で示した「基本理念」と第4章「文化財の保存・活用を図るために講じる措置」は、SDGsのターゲットの一つである「2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販売につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案して実施する。」(8.9)という項目や「世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。」(11.4)という項目等の理念と整合するものです。

第2章 将来像に向けた取組 第5節 地域を創る 第1項 活力と魅力のあるまちづくり

2. 「和歌山が誇る文化遺産や景観の保存・保全と活用」【めざす方向】

本県の長い歴史の中で形成・伝承されてきた文化遺産と、独特の風土・文化に育まれた魅力ある景観の保存・保全を図ります。また、観光との融合に積極的に取り組み、多くの人に、その地を訪れ、実際に観て、感動してもらう機会を創出し、地域の活性化につなげていくことで、後世にわたり、文化遺産・景観を守り、引き継いでいく「保存・保全と活用との好循環」を実現します。

《大綱の位置づけ》

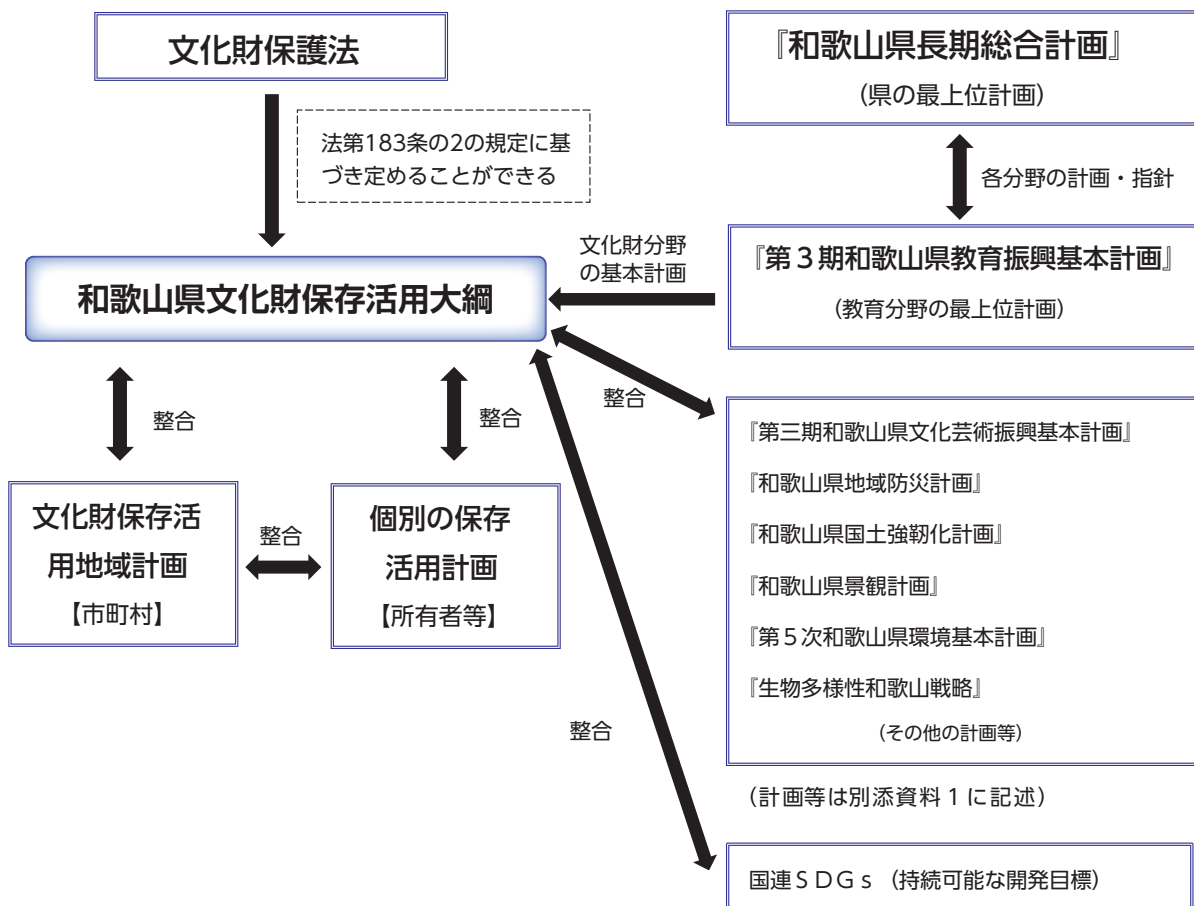


図2 和歌山県文化財保存活用大綱の位置づけ

第2章

◆ 和歌山県の風土・歴史・文化財の概要

1 和歌山県の概要

【位置・面積・人口・風土・産業】

和歌山県は、国内最大の半島である紀伊半島の西半部に位置し、総面積4,724.65km²の県域（全国30位）に、9市・20町・1村があり917,252人（全国40位）が居住しています。総人口の約39%にあたる354,416人が和歌山市に居住しています。（令和2年4月1日現在）

南北に長い本県を北から紀北、紀中、紀南の3つの地域に分けると、それぞれの特徴は次のようになっています。

紀北地域

紀北地域は、紀の川の河口部に和歌山平野が広がり、上・中流域にも河岸段丘が発達し、古代より多くの人々が居住してきました。旧石器時代以来、多くの集落遺跡や古墳、紀伊国分寺や古代寺院が築かれ、平安時代には、空海により高野山に金剛峯寺が開創され国内有数の霊場として現在に至っています。その後、中世にかけて^{かせだのしょう}柿田荘、荒川荘などの多くの荘園が開発され、戦国時代にかけては多くの城館が築かれています。



図3 和歌山県の市町村

表1 和歌山県の概要

◎面積：4724.65km ²	30/47都道府県
(令和2年4月1日)	
◎人口：917,252人	40/47都道府県
(令和2年4月1日)	
◎人口減少率：1.08%	4/47都道府県
(平成29年10月1日～平成30年9月30日)	
◎国宝数：36件	6/47
(令和3年3月末日)	
◎重要文化財数：394件	7/47都道府県
(令和3年3月末日)	
◎埋蔵専門職員市町村配置率	
14/30	47% 42/47都道府県
(令和2年4月1日)	

近世になって徳川家康の10男である頼宣よりのぶが紀伊藩五十五万五千石の藩主となり、徳川御三家として整備を進めた和歌山城と城下町が、今日の和歌山市の基盤となっています。

伝統産業では、江戸時代以降、木綿織物生産が広く行われ、海南市黒江周辺では漆器生産が営まれています。西国三十三所霊場第三番札所の粉河寺こかわでらの門前では粉河酢が醸造され、高野山周辺では中世以降に高野豆腐（凍豆腐）が生産され、京都や大阪にも出荷されていました。

現在では、県庁所在地の和歌山市を中心として製鉄業や化学工業、繊維工業などが盛んで、農業では水田耕作が中心ですが、かつらぎ町や紀の川市では、柿や桃などの果樹が多く栽培されています。海南市下津地域の「下津蔵出しみかんシステム」は平成31年（2019）に、高野町・かつらぎ町（花園）・有田川町（清水）地域の「聖地 高野山と有田川上流域を結ぶ持続的農林業システム」は令和3年（2021）に、日本農業遺産に認定されています。

漁業では加太地域で、伝統的な鯛の一本釣り漁が継承されています。

紀中地域

紀中地域は、有田川流域や日高川流域に古代から人々が住み、多くの集落遺跡や古墳、城館が築かれています。

古くから農林水産業が生業の中心で、農業では、有田郡を中心としてみかん栽培が行われ、国内第1位の生産高です。みなべ町周辺では梅栽培が行われ、国内第1位の生産高で、南高梅ブランドの梅干しが生産されています。みなべ・田辺地域の「みなべ・田辺の梅システム」は、平成27年（2015）に世界農業遺産に認定されています。有田市・湯浅町・広川町・有田川町地域の「みかん栽培の礎を築いた有田みかんシステム」は、令和3年（2021）に日本農業遺産に認定されています。

漁業では、有田市箕島漁港は太刀魚の漁獲高が国内第1位となっており、日高町ではクエ料理が有名で、阿尾のクエ祭りは県無形民俗文化財に指定されています。

湯浅周辺では、室町時代より醤油醸造が盛んとなり、江戸時代には藩の保護を受け、全国に販路を拡大していきました。現在も、醤油と金山寺味噌が生産されています。

紀南地域

紀南地域は、平地が少なく、集落遺跡等はあまり多くみられません。古代より熊野本宮大社・熊野速玉大社・熊野那智大社・那智山青岸渡寺せいがんとじの熊野三山が成立し、全国から多くの人々が参詣さんげいに訪れています。また、『日本書紀』には、白浜町の牟婁の温湯（紀温湯）に皇族・貴族が湯治に訪れた記述があります。中世には、多くの城館が築かれています。

古くから林業及び海運業や水産業が生業の中心であり、熊野川を杉や檜などの材木を筏として運搬し、新宮に集積して近畿地方や関東地方に出荷していました。紀中から紀南地域では、ウバメガシを炭材とした備長炭の生産も盛んで、新宮城には炭納屋群が築かれていました。

太地町では、江戸時代初めから古式捕鯨が考案され、現在でも捕鯨が行われています。また、くじら博物館を運営して捕鯨文化の継承に尽力しています。紀南地域では古くから鯨漁が盛んで、すさみ町周辺では、明治末期にハワイから串本町田並に伝えられ、全国に広まったケンケン漁が現在も行われています。鯨節も多く生産されてきました。那智勝浦町の勝浦漁港は、国内有数の生マグロの水揚げ基地となっています。

【人口動態】

図4は、大正14年（1925）から令和37年（2055）までの130年間の和歌山県の人口と年齢構成の割合を10年毎に表したものです。（推計値を含む。）

県の人口が最も多かったのは、昭和60年（1985）の108万7千人です。人口は、昭和の終わり頃（1989）まで増加して

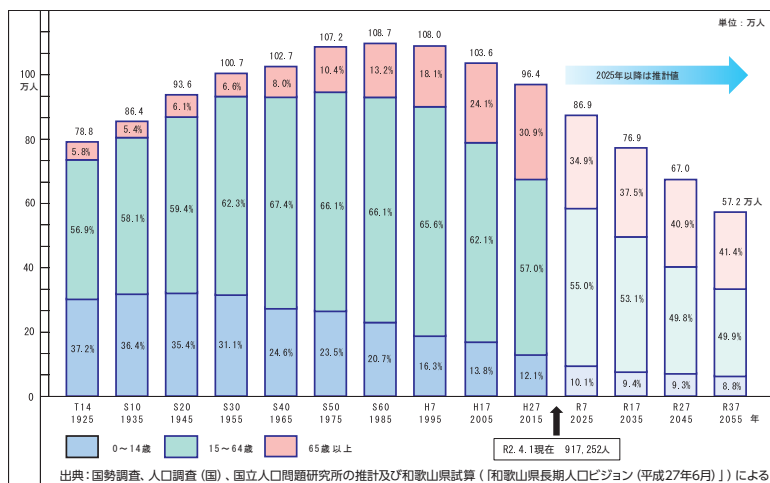


図4 和歌山県の人口の推移

いましたが、平成に入った頃から減少しています。人口が増加しているのは、岩出市と上富田町の2市町のみで（平成29年1月1日～平成30年1月1日）、その他の28市町村では減少しています。総人口の減少率は、全国で4番目に高い1.08%です。（2017.10.1～2018.9.30）特に、人口減少率が高いのは、山間地域や南部の沿岸地域の町村で、近年では、総人口の3%前後が1年間に減少しています。

県の人口は、何も対策を講じなければ、令和37年度（2055）には、現在約91万人から38%減少し、約57万人となると推計されています。生産年齢者（15歳～64歳）の人口は、最大時の半分以下になる見込みです。また、令和2年4月の時点で、高齢者（65歳以上）の割合が33%に増えて、子供（14歳以下）の割合が11.7%に減少しています。

【気候】

本県の気候風土は北部、南部、山間部で異なり、紀北地域は気温や湿度が安定して降水量も少ないですが、紀南地域は夏季は多雨多湿で冬季は少雨で乾燥する気候です。また、標高800m前後の山岳地に位置する高野町では、1月の平均気温は-0.3℃と低く、降雪地帯となっています。

平年値（1981年～2010年）では、和歌山市の年平均気温は16.7℃で、年間降水量は1,316.9mm、年間日照時間は2,088.8時間です。新宮市では、それぞれ16.9℃、3,126.8mm、2,015.3時間です。高野山では、それぞれ10.9℃、1,851.6mm、1,539.3時間となっています。（気象庁HP各種データ・資料より）

【地質・地形】

本県の地質構造は、紀の川の北側をほぼ東西に延びる中央構造線を境にして、その北側には、上部白亜系の和泉層群が分布し、南側には、三波川帯が分布しています。前者は主に砂岩や泥岩からなり、後者は主に三波川結晶片岩類で構成されています。三波川帯から南にかけて、秩父帯、黒瀬川帯、四万十帯が分布しており、四万十帯は、日高川層群、音無川層群、牟婁層群等に分類されています。

地層の年代は、黒瀬川帯が最も古く4億年以上前の古生代シルル紀・デボン紀まで遡ります。

三波川帯は、約2億年前に広域変成作用によって、堆積岩が結晶片岩などの変成岩になった地帯です。串本町周辺では、1,500万年ほど前にマグマが固まってできたと考えられている潮岬火成複合岩類が分布し、那智勝浦町から新宮市一帯には、1,400万年ほど前に地下からマグマが噴出してできた熊野酸性岩類が分布しています。

本県は、標高1,382mの最高所である龍神岳などを含む紀伊山地を中核とする山岳地帯が多く、山林が面積の80%以上を占めています。これらの山地に源を発して、紀の川、有田川、日高川、日置川、古座川、熊野川など多くの河川が紀伊水道や太平洋に注いでおり、紀の川や有田川、日高川などでは、その下流域に沖積平野が形成されています。

紀淡海峡から熊野灘までの海岸線は総延長約650kmで、地質構造や過去の地殻変動、河川水や海水による浸食作用や堆積作用とも相まって複雑な地形の場所が多く、天然の良港に恵まれています。独特の景観を呈する白浜町の円月島（国名勝）や串本町の橋杭岩（国名勝・国天然記念物）などは地域のシンボルとして貴重な観光資源にもなっています。また多くの地域で温泉が湧出し、白浜温泉や田辺市本宮町の温泉地は古代より記録に残されており、歴史や文化にも影響を与えています。

平成26年（2014）には、紀南地域の9市町村（平成29年（2017）に奈良県十津川村の一部にエリア拡大）が南紀熊野ジオパークとして、日本ジオパークに認定されています。

【植物・植生】

本県の植生ですが、平野部や丘陵地においては、自然に近い照葉樹林は社寺林にみられる程度で、宅地や水田、畑地、果樹園などに姿を変えています。社寺林には、^{ちようほうじ}長保寺の林叢（海南市／県天然記念物）、松原王子神社の社叢（美浜町／県天然記念物）、田中神社の森（岡藤）（上富田町／国名勝・県天然記念物）などがあります。山地では、スギとヒノキによる人工林化が進み、ブナ林などの自然植生は、北部では高野山・護摩壇山・城ヶ森のごく一部でみられ、南部では、^{はてなし}果無山脈・大塔山系・那智山・白見山・茶白山などに自然林が残されています。紀中から紀南の海岸部では、神島（田辺市／国天然記念物／国名勝）、^{いなつみじま}稲積島暖地性植物群落（す

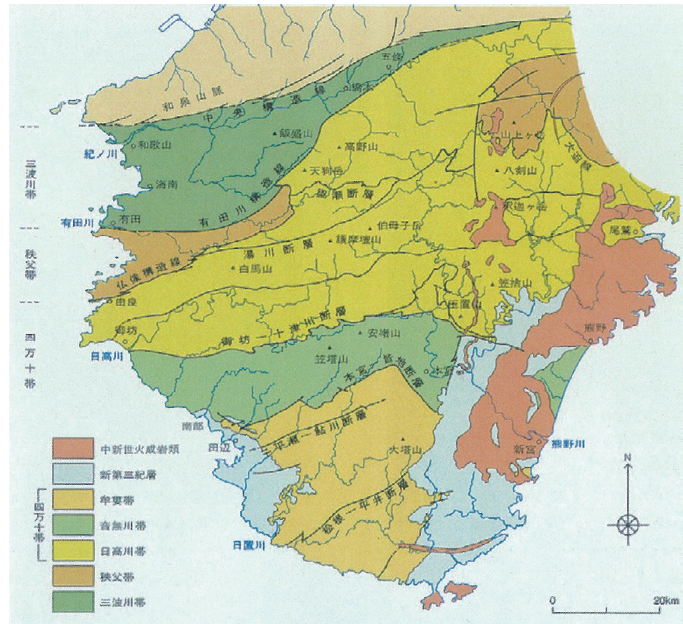


図5 和歌山県の地帯区分図 出典『アーバンクボタ No.38』（株式会社クボタ1999年発行）



橋杭岩(串本町／国名勝・天然記念物)

さみ町／国天然記念物)、江須崎暖地性植物群落(さみ町／国天然記念物)などの貴重な植物群落が残されています。また、那智大滝の東側一帯に広がる那智原始林(那智勝浦町／国天然記念物)は熊野那智大社の管理のもとに保護されてきました。新宮市の新宮藪(いの新宮藪)浮島植物群落(国天然記念物)は暖地では数少ない浮島上に発達した植物群落です。亜熱帯性シダ植物と冷温帯性シダ植物が混在する貴重なもので、約50aの浮島が沼の中に浮かんでいます。単木で国や県、市町村の天然記念物に指定されている樹木はクスノキが最も多く、かつらぎ町の十五社の樟樹(県天然記念物)は、県内の樹木の中で最大であり、幹周約13.6mを測ります。また、高野町の奥の院の大杉林(県天然記念物)や野中の一方杉(田辺市／県天然記念物)、那智山旧参道の杉並木(那智勝浦町／県天然記念物)などスギの大木も各地に残されています。



十五社の樟樹(かつらぎ町／県天然記念物)



野中の一方杉(田辺市／県天然記念物)

田辺市中辺路町の継桜王子跡など現存する社叢には、明治時代に神社合祀令に反対した和歌山市出身の世界的博物学者である南方熊楠の尽力によって保護されたものがあります。南方熊楠は、わが国初のエコロジストとも評価されており、ゆかりの深い社地や海浜地、島嶼など13の地域が南方曼陀羅の風景地(田辺市・上富田町・白浜町・串本町)として国の名勝に指定されています。

【動物】

本県には、生息数は少ないながら、紀伊山地の山岳地帯に大型哺乳類としてツキノワグマ、ニホンカモシカ(国特別天然記念物)が生息しています。また、山間部には、小型哺乳類のニホンヤマネ(国天然記念物)も生息しています。みなべ町沖では、イソギンチャク(イソギンチャク)の一種であるオオカワリギンチャクが生息し、生息地は県の天然記念物に指定されています。昭和9年(1934)に国天然記念物に指定された紀州犬は紀伊半島の山岳部で、主にニホンイノシシやニホンジカの猟犬として飼育されてきましたが、住宅環境などの変化により近年、飼育頭数が減少しています。

鳥類では、タカ類やフクロウ類などの猛禽類や森林性の野鳥が多く生息していますが、市街地化や人工林の増加などにより、餌である小動物や昆虫などの減少で個体数が減少しています。また、河川改修などの影響で各地のヨシ原が減少して、草原的な環境に生息する鳥類も減少し

ています。美浜町^の海猫繁殖地^の弁天島（県天然記念物）は近畿地方では数少ないウミネコの繁殖地です。

爬虫類では、ウミガメ類のうちアカウミガメが県内各地で産卵しています。特にみなべ町の千里の浜（県名勝・県天然記念物）は、延長1,300mの砂浜で、全国的にも規模の大きな産卵地であり、環境保全などの保護措置が図られています。

両生類では、オオダイガハラサンショウウオ（県天然記念物）が種として指定されており、保護が図られています。古座川町には、昭和30年代に兵庫県から移入されたオオサンショウウオ（国特別天然記念物）が生息しています。

他に、昆虫類のナンキセダカコブヤハズカミキリ（田辺市）やヨドシロヘリハンミョウ（白浜町）も生息地が県の天然記念物に指定されています。

串本沿岸海域には黒潮の影響の下、多くの大サンゴ群落があり、世界最北のサンゴ群落として平成17年（2005）にラムサール条約湿地に登録されています。



紀州犬(国天然記念物)



ナンキセダカコブヤハズカミキリ
(県天然記念物)

2 和歌山県の歴史文化・文化財

【原始・古代】

県内では、後期旧石器時代の遺跡が紀の川流域から日高川河口部で確認されています。大池遺跡（和歌山市）や平池遺跡（紀の川市）などでは、サヌカイト製の横長剥片^{はくへん}を素材とした国府型・宮田山型^{こう}などのナイフ形石器が主体ですが、日高川流域の壁川崎遺跡^{かべこざき}（御坊市）などでは、地元産の珪質頁岩製の縦長剥片^{けいしつげつがん}を素材としたナイフ形石器が主体であり、地域性がみられます。

県内では、縄文時代草創期の土器は発見されていませんが、同時期の石器とされている有舌尖頭器^{ゆうぜつせんとうき}が紀の川流域から紀南地域までの範囲で10数点出土しており、当時すでに人々が広範囲に生活していたことがわかります。県下で最古の土器は、高山寺貝塚^{こうざんじ}（田辺市／国史跡）出土の縄文時代早期後半の土器です。

近年、紀の川上流北岸の中飯降遺跡^{なかいぶり}（かつらぎ町）で縄文時代後期前葉の直径15m前後の大型円形竪穴住居4棟を含む集落が発見されています。この他にも溝ノ口遺跡（海南市）や徳蔵地区遺跡（みなべ町）などでも、竪穴住居や配石墓などが確認されています。また、県下では、高山寺貝塚をはじめ、明治28年（1895）に近畿地方で最初に発見された鳴神貝塚^{なるかみ}（和歌山市／国史跡）など8ヶ所で貝塚の存在が確認されています。

弥生時代に特徴とされる環濠は、紀の川河口部の太田・黒田遺跡（和歌山市）、有田川下流域の田殿尾中遺跡^{たどのおなか}（有田川町）、日高川下流域の堅田遺跡^{かただ}（御坊市）で知られています。弥生

時代前期から営まれた堅田遺跡では、ヤリガンナの^{いがた}鑄型（県美術工芸品）が出土しています。また、高地性集落と呼ばれている標高50m～150mほどの丘陵に営まれた集落として、^{たろぼなだに}橘谷遺跡（和歌山市）や^{たみがみね}滝ヶ峯遺跡（和歌山市・海南市）があり、濠や溝、竪穴住居などが確認されています。

弥生時代を代表する祭器である銅鐸は、伝承品も含めて県内から41個が出土しています。紀北から紀中地域では、古いタイプの小型の銅鐸が多く出土していますが、紀南地域では新しく大型のものが多く出土しています。

古墳時代には、各地で古墳が造営され、現在、約1,600基の古墳が確認されています。古墳は、北は紀の川流域から、南は田辺湾周辺までの河川の流域や海岸部に位置しており、その南のすさみ町と那智勝浦町では、単独で存在しています。

紀の川下流南岸の標高約150mの岩橋丘陵周辺には900基もの古墳が密集し、国内有数の群集墳である岩橋千塚古墳群（和歌山市／国特別史跡／大日山35号墳出土品は国美術工芸品）が形成されています。古墳の埋葬施設は多様で、なかでも、5世紀末頃から導入された横穴式石室は、結晶片岩の板石を使用して、^{いしはり}石梁や^{いしだな}石柵を備えた岩橋型横穴式石室と呼ばれるこの地域独自のものです。とりわけ、6世紀中頃の首長墓である天王塚古墳は、8本の石梁と2枚の石柵をもち、玄室高が5.9mあり、国内第2位となる巨大なものです。また、岩橋千塚古墳群や周辺の遺跡からは朝鮮半島製の土器が出土し、大谷古墳（和歌山市／国史跡）では朝鮮半島製の馬冑と馬甲（国美術工芸品）が、^{しゃかのこし}車駕之古址古墳（和歌山市／県史跡）でも国内唯一の朝鮮半島製の金製勾玉（県美術工芸品）が出土しています。これらの出土遺物から、朝鮮半島との強い関わりがうかがわれます。^{にしおしょう}西庄遺跡（和歌山市）は海浜部の砂堆上に位置する集落跡で、^{ろっかく}鹿角製や鉄製の漁撈具、多数の製塩土器と石敷の製塩炉が発見されています。紀南の海岸沿いでは、洞穴に埋葬施設を造る特異な遺跡が存在し、^{いそまいわかげ}磯間岩陰遺跡（田辺市／国史跡）では、^{ちよっこもん}直弧文を施した刀剣装具、鹿角製や鉄製釣針などの漁撈具（国美術工芸品）が多数出土しています。

奈良時代になると、紀の川の北岸沿いに古代の官道である南海道が整備されました。この道に沿って、紀の川市東国分の河岸段丘上に2町四方の寺域をもつ紀伊国分寺が建立され、その下流の和歌山市上野には東西に二つの塔を配置した古代寺院が造営されました。いずれの寺院もその跡地が紀伊国分寺跡、上野廃寺跡として国史跡に指定されています。

古代寺院は紀北の南海道沿いだけでなく、紀中や紀南でも日高川下流北岸に^{どうじょうじ}道成寺（日高川町・御坊市／国建造物・国史跡道成寺境内）が建立され、田辺市三栖にも古代寺院（国史跡



中飯降遺跡竪穴住居(かつらぎ町)



車駕之古址古墳出土金製勾玉
(和歌山市／県美術工芸品)

三栖廃寺塔跡) が造営されています。

当時の国府は名草郡に置かれており、南海道の北側に位置する現在の和歌山市府中周辺が有力とされています。近年、府中の府守神社の西側から規模の大きな掘建柱建物が3棟確認され、役所に関連する施設ではないかと考えられています。

平安時代には唐で修行を終えて帰国した空海が弘仁7年(816)、嵯峨天皇から高野山の地を賜り、真言密教の堂塔伽藍を建立し、金剛峯寺と名付けました。その後、山内には現在に至るまでに多くの寺院や墓が造営され、金剛峯寺不動堂や金剛三昧院多宝塔などの建造物、空海直筆の聾瞽指帰や絹本著色仏涅槃図など多くの書画や仏像などが遺され、国宝に指定されています。

高野山の麓にも丹生都比売神社(かつらぎ町/国建造物・国史跡)や慈尊院(九度山町/国建造物・国史跡)、丹生官省符神社(九度山町/国建造物・国史跡)の社寺が造られています。

紀伊半島の南に位置する熊野三山は、古代から自然に対する崇拝が信仰の基盤となった地で、熊野本宮大社(田辺市/国建造物・国史跡)、熊野速玉大社(新宮市/国史跡)、熊野那智大社(那智勝浦町/国建造物・国史跡)からなり、熊野那智大社に隣接して那智山青岸渡寺(那智勝浦町/国建造物・国史跡)が創建されており、神仏習合の事例として知られています。熊野速玉大社には、平安時代に作られた木造熊野速玉大神坐像など国宝4軀、木造伊邪那美神坐像など国の重要文化財3軀の御神像が遺されており、那智山青岸渡寺が所蔵する那智山経塚出土の銅造如来立像など8点も重要文化財に指定されています。都の人々の熊野への参詣は平安時代に始まり、経路は熊野参詣道(一部国史跡)と呼ばれています。皇族による熊野詣の初例は、延喜7年(907)の宇多法皇の参詣とされ、当初は、皇族や貴族の参詣が主でしたが、その後、室町時代になると武士や庶民の参詣が盛んとなり、人々が多く連なって参詣に向かう様子は「蟻の熊野詣」と呼ばれました。

本県は、古くから「木の国」とも呼ばれていたように森林資源に恵まれた県であり、和歌山



三栖廃寺塔跡(田辺市/国史跡)



金剛峯寺不動堂(高野町/国宝建造物)



木造熊野速玉大神坐像
(新宮市/国宝美術工芸品)

市の伊太祁曾神社には、木の神様として、素戔嗚尊の息子である五十猛命が主祭神として祀られています。『日本書紀』には、五十猛命が大屋都姫命と都麻津姫命の二人の妹とともに、多くの樹木の種を九州の筑紫から蒔き、日本国中を青山にしたことが記述されています。

【中世・近世】

源氏と平氏との争乱を経て、鎌倉時代に紀伊国において最大の勢力を誇った武士団が湯浅党でした。湯浅氏の祖である宗重は、平家の有力な家人でしたが源氏方に転じ、源頼朝の信頼を得て、鎌倉幕府の御家人となりました。宗重以降の湯浅一族は、湯浅荘など有田川流域の荘園を所領として勢力を拡大しました。宗重の娘の子息が高名な明恵上人で、京都の梅尾に高山寺を建立しています。有田郡域には明恵上人ゆかりの8ヶ所の遺跡（明恵紀州遺跡卒都婆／国史跡）が遺されています。

元弘3年（1333）、鎌倉幕府が滅亡し、後醍醐天皇による建武政権が誕生しましたが、その後、延元元年（1336）、足利尊氏が京都を占領して室町幕府を開き、南北朝の内乱が始まりました。この影響は紀州にも及び、14世紀の後半には、紀州の多くの武士が北朝方と南朝方に分かれ内乱状態となりました。15世紀以降、畠山氏が紀伊国の守護職を務めましたが、その後、一族は分裂と抗争を繰り返し、紀州においては没落していきました。

その中で、幕府方に転じ、後に奉公衆として勢力を伸ばしていったのが、田辺市の中辺路の道湯川を故地とした湯河氏でした。湯河氏は田辺の芳養、日高郡の印南、日高平野の御坊市小松原へと北上し、勢力を拡大していきました。小松原にある2町四方の湯河氏館跡と背後の亀山山頂に位置する巨大な亀山城（県史跡）は湯河氏の本拠地であり守護館を凌ぐ規模を有しています。

このほか、室町幕府の奉公衆であった畠山氏、玉置氏、山本氏は、それぞれ有田川の中流域、日高川の上・中流域、富田川の中流域を支配し、鳥屋城（有田川町／県史跡）、手取城（日高川町／町史跡）と龍松山城（上富田町）を築き、本拠地としたといわれています。

紀伊国では、有力な戦国大名は生まれず、16世紀には根来寺や雑賀5郷、粉河寺、高野山、熊野三山などの勢力が台頭し、また、湯河氏、玉置氏、山本氏などのほか、安宅氏（白浜町の安宅氏城館跡は国史跡）、小山氏、周参見氏、堀内氏などの在地的武士団が割拠していました。天正13年（1585）、羽柴秀吉が紀州討伐を開始し、根来寺（岩出市／国宝・国建造物・国史跡・国名勝）や粉河寺（紀の川市／国名勝・国建造物）、太田城（和歌山市）に侵攻し、雑賀衆や紀南の諸勢力も平定されました。その後、羽柴秀吉は藤堂高虎に命じ紀州支配のために紀の川南岸の虎伏山一帯で和歌山城（和歌山市／国史跡）の築城に取りかかりました。根来寺境内の中枢部には戦火を免れた天文16年（1547）建立の国内最大規模の多宝塔である国宝の根来寺多宝塔（大塔）、根来寺大師堂（国建造物）、江戸時代に建立された根来寺6棟（大伝法堂・光明真言殿・大門・不動堂・行者堂・聖天堂／国建造物）が建ち、国美術工芸品の室町時代の木造大日如来坐像・木造金剛薩埵坐像・木造尊勝仏頂坐像、鎌倉時代後期から南北朝時代の絹本著色鳥羽天皇像等が遺されています。当該地は根来寺境内として国史跡に、根来寺庭園は国名勝に指定されています。

関ヶ原の戦い後、紀伊国に配されたのは浅野幸長^{あさの よしなが}でしたが、その後、浅野家が安芸国に転封されると、元和5年（1619）に徳川家康の10男である頼宣^{よりのぶ}が紀伊藩五十五万五千石の藩主となり、和歌山城と城下町の整備を進めました。頼宣を補佐^{つけがろう}するため、付家老として安藤家と水野家にそれぞれ田辺城（田辺市）と新宮城（新宮市／国史跡）が与えられました。紀伊徳川家の第5代藩主となったのが徳川吉宗で、自ら儉約を実行して藩財政を再建し、その後、第8代将軍となって、いわゆる享保の改革を断行しました。



和歌の浦(和歌山市／国名勝県史跡)
不老橋(和歌山市／市建造物)

和歌山城下の南側から和歌浦地区にかけては、徳川家によって東照宮^{とうしょうぐう}（和歌山市／国建造物・国名勝）などの社寺が建立され、養翠園^{ようすいえん}（和歌山市／国名勝）という潮入池泉式庭園も造られました。18世紀頃に養翠園から北側に延びる砂堆上に水軒堤防（和歌山市／国史跡）が築かれており、その中心部にあたる位置には、和泉砂岩と結晶片岩で築かれた堅固な石積み堤防が約970mにわたって現存しています。和歌浦地区の砂州や入り江、社寺などは、国名勝及び県史跡に指定されています。



東照宮(和歌山市／国建造物／国名勝)

江戸時代末の安政元年（1854）に発生した大地震に際し、広村^{はまぐち}（広川町）の濱口梧陵^{ごりょう}は稲むらに火をつけて村人を高台に誘導し、津波被害から救ったと伝えられ、その後、私財を投じて長さ約600mの広村堤防（広川町／国史跡）を築造しました。濱口による稲むらの故事来歴にちなんで、国は平成23年（2011）に法律で11月5日を「津波防災の日」と定め、その後、全国で様々な活動や防災教育が行われています。

また、平成27年（2015）には、第70回国際連合総会本会議で11月5日が「世界津波の日」と制定されました。

【近代以降】

明治維新の後、14代紀伊藩主であった徳川茂承^{もちつぐ}は、明治2年（1869）に津田出^{つ だいずる}を国政改革制度取調総裁に任命して藩政改革に取り組み、軍事組織改革のためにカール・ケッペン（Carl Joseph Wilhelm Koppen）を招いて、プロシア式の軍隊訓練を行いました。この軍隊の近代化に関連して、靴などの皮革製品の製造や軍服などに取り入れられた紀州ネル織物などの地場産業も発展していきました。

明治4年（1871）7月の廃藩置県に伴い、和歌山藩・田辺藩・新宮藩は、それぞれ和歌山県・田辺県・新宮県となりましたが、11月22日に、田辺県と新宮県は和歌山県に統合されました。新しい和歌山県の県域は、紀伊藩時代に領有していた紀伊国の南・北牟婁郡と伊勢の国の8郡

を失い、高野山寺領であった紀の川南の伊都郡、那賀郡を新たに加えたものとなりました。

紀伊半島南端の潮岬（串本町）の沖は海上交通の難所で、事故が多く発生していましたが、明治23年（1890）にはオスマン帝国の親善使節が乗船していた軍艦エルトゥール号が暴風雨によって紀伊大島沖で遭難しました。地元民によって遭難者のうち69人が救助され、日本の軍艦で本国まで送り届けられました。その後、紀伊大島にはトルコ軍艦遭難慰霊碑が建立され、日本とトルコ共和国の友好関係は現在まで続いています。



樫野埼灯台及びエルトゥール号遭難事件遺跡
(串本町／国史跡)

3 和歌山県の文化財

(1) 文化財の種類

我が国では、文化財は法第2条で、建造物や絵画・彫刻・古文書・考古資料などからなる①有形文化財、演劇や音楽などの②無形文化財、衣食住や祭りなどの③民俗文化財、古墳や城跡などの史跡、庭園や海浜などの名勝、動植物などの天然記念物からなる④記念物、地域における人々の生活又は生業及び当該地の風土により形成された風景地である⑤文化的景観、周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群である⑥伝統的建造物群の6つの類型に定義しています。また、そのほかにも、文化財の保存に必要な材料や用具の生産・製作、修理・修復の技術等の⑦文化財の保存技術、及び土地に埋蔵されている文化財である遺跡や遺物等の⑧埋蔵文化財も保護対象としています。

表2 文化財の種類

- | |
|--|
| ①有形文化財(建造物・絵画・彫刻・工芸品・書跡・典籍・古文書・考古資料・歴史資料など)(註1) |
| ②無形文化財(演劇・音楽・工芸技術など) |
| ③民俗文化財(衣食住・生業・信仰・風俗慣習・民俗芸能・民俗技術及びこれらに用いられる衣服・器具・家屋など)(註2) |
| ④記念物(貝塚・古墳・都城跡・城跡・旧宅・その他の遺跡・庭園・橋梁・峡谷・海浜・山岳・その他の名勝地・動物・植物・地質鉱物など) |
| ⑤文化的景観(地域における人々の生活又は生業及び当該地の風土により形成された風景地・棚田・里山・生業・景観地など) |
| ⑥伝統的建造物群(周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群・宿場町・城下町・農山漁村など)
またそれ以外に、以下の文化財についても保護の対象としています。 |
| ⑦文化財の保存技術(文化財の保存に必要な材料や用具の生産・製作、修理・修復の技術等) |
| ⑧埋蔵文化財(土地に埋蔵されている文化財、遺跡・遺物)(註3) |

(注1) 建造物以外の動産的な有形文化財を便宜上、美術工芸品として一括表記する場合があります、本書も美術工芸品として記述します。

(注2) 民俗文化財は、民俗芸能・民俗技術などの無形民俗文化財とこれらに用いられる衣服・器具などの有形民俗文化財に分類されています。

(注3) 遺跡・遺物は、史跡、名勝、有形文化財、有形民俗文化財等に指定される場合があります。

(2) 文化財保護制度

文化財の保護制度として、指定、選定、登録、選択等の制度があります。

指定制度は、多くの文化財の中で特に価値が高く、重要なものを法令に基づき指定することで、恒久的な保護措置を図ろうとするものです。

国は、有形文化財のうち重要なものを重要文化財、無形文化財のうち重要なものを重要無形文化財、民俗文化財のうち特に重要なものを重要有形民俗文化財又は重要無形民俗文化財、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物に指定しています。さらに重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいえない国民の宝たるものを国宝に、史跡・名勝・天然記念物のうち特に重要なものをそれぞれ特別史跡などに指定しています。

そのほか、国は、文化的景観のうち重要なものを重要文化的景観、伝統的建造物群保存地区のうち我が国にとってその価値が特に高いものを重要伝統的建造物群保存地区、文化財の保存のために欠くことができない伝統的な技術又は技能で保存の措置を講ずる必要があるものを選定保存技術として選定しています。また、無形文化財と無形の民俗文化財については、記録作成等の措置を講ずべき文化財を選択できる規定があります。

県や市町村は、国指定・選定等以外の文化財の中で、それぞれの区域内で重要なものを条例に基づき県や市町村指定・選定しています。

本県では、令和元年(2019)7月施行の改正条例により、文化的景観の選定の申出等の規則、指定文化財の管理団体指定の同意等の規則、指定文化財の保存活用計画認定制度に係る規則等を追加し、国と同様に、条例で6種類の文化財を定義し、指定・選定することとしています。また、選定保存技術も県選定とする規定も設けています。

登録制度は、指定制度を補完するもので、届出制等を基本とする緩やかな保護措置を講じる制度です。国は、平成8年(1996)に建造物を対象として制度を創設し、平成16年(2004)に建造物以外の有形文化財、有形民俗文化財及び記念物に拡大しました。

なお、埋蔵文化財については、土地の開発が行われる際などの、破壊、滅失等を防止し、その保存を図る観点から、埋蔵文化財の存在が知られている土地は、「周知の埋蔵文化財包蔵地」として地図上に図示し、その周知に努めています。

文化財の体系図

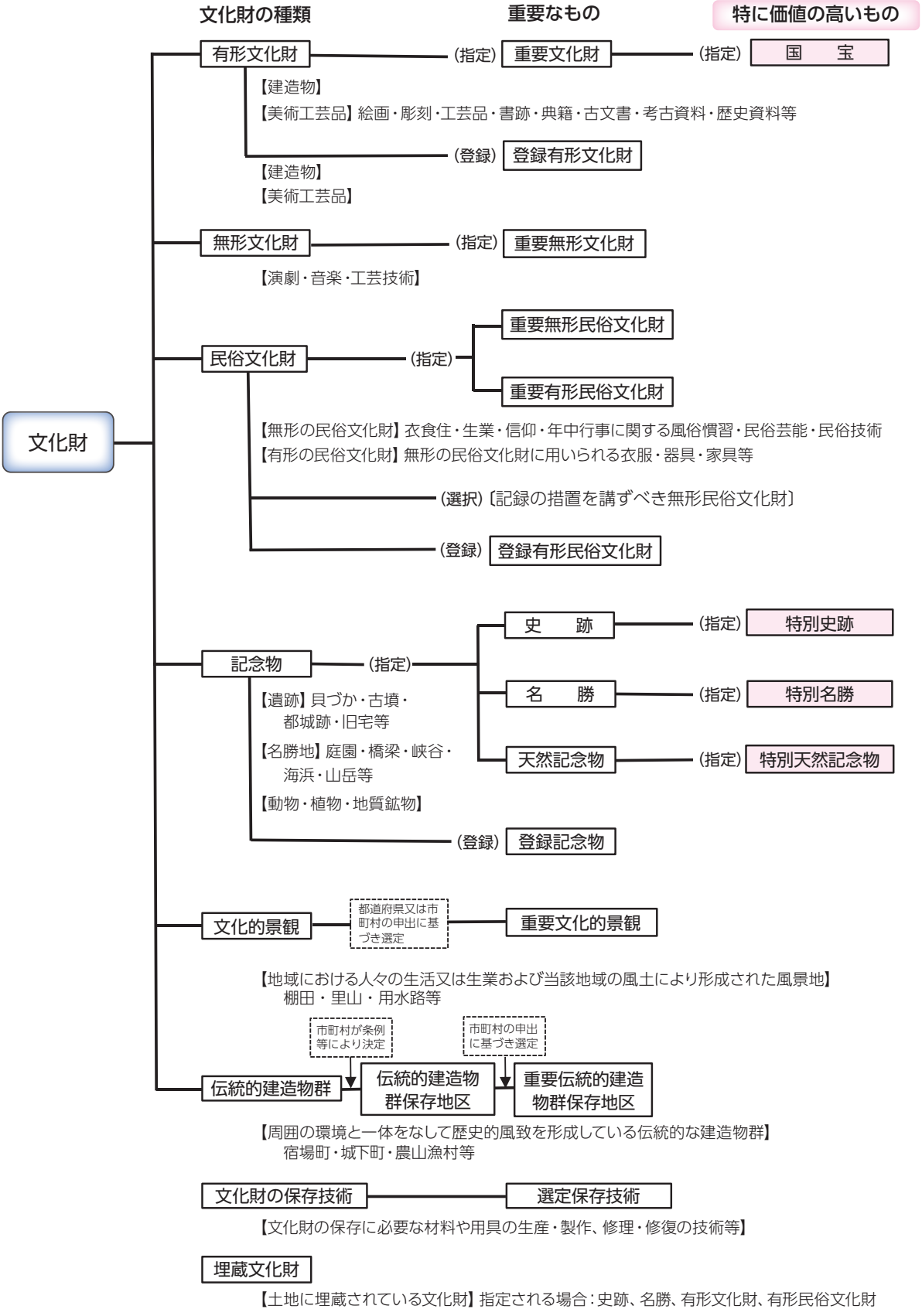


図6 文化財の体系図

(3) 文化財保護行政の沿革と主たる文化財に係る調査・施策

本県では、昭和24年に教育委員会に社会教育課が設置され、昭和29年に文化財係が配置されました。昭和31年に県文化財保護条例を制定し、昭和45年に文化財課が設置され、文化財専門職員が配置されました。平成15年に、文化財課は組織改編に伴って生涯学習局文化遺産課に再編されました。この間、近世社寺や民俗文化財などの調査や史跡及び埋蔵文化財の発掘調査等が行われています。なお表3は、国・県の主たる保護行政の沿革を、表4は、これまで実施してきた調査・施策を表わしています。

表3 文化財保護行政の沿革

(※は国の出来事)

年 月	出 来 事
明治30年(1897)	※「古社寺保存法」制定(法律第49号)
大正8年(1919)	※「史蹟名勝天然紀念物保存法」制定(法律第44号)
大正9年(1920)	和歌山県史蹟名勝天然紀念物調査会規定を制定し、調査を開始
大正14年(1925)	和歌山県史蹟名勝天然紀念物保存顕彰規定を制定
昭和4年(1929)	※国宝保存法制定(法律第17号)
昭和15年(1940)	県庁学務部に社会教育課設置
昭和24年(1949)	県教育委員会指導部に社会教育課設置
昭和25年(1950)	※文化財保護法制定(法律第214号)
昭和26年(1951)	和歌山県指定文化財規則制定
昭和29年(1954)	社会教育課に文化財係配置
昭和31年(1956)	和歌山県文化財保護条例制定(条例第31号)
昭和38年(1963)	和歌山県立美術館開館
昭和45年(1970)	県教育委員会に文化財課設置
昭和45年(1970)	和歌山県立近代美術館開館
昭和46年(1971)	和歌山県立博物館開館
昭和46年(1971)	和歌山県立紀伊風土記の丘開館
昭和49年(1974)	和歌山県埋蔵文化財包蔵地所在地図作成
昭和50年(1975)	和歌山県文化財保護審議会条例公布(条例第34号)
昭和51年(1976)	和歌山県文化財保護指導委員設置規則公布(規則第26号)
昭和57年(1982)	和歌山県立自然博物館開館
昭和62年(1987)	財団法人和歌山県文化財センター設立
平成6年(1994)	和歌山県立近代美術館・博物館新館開館
平成12年(2000)	文化財課内に世界遺産登録推進室設置
平成15年(2003)	文化財課を文化遺産課に変更
平成31年(2019)	※文化財保護法(改正)施行
令和元年(2019)	和歌山県文化財保護条例(改正)施行

表4 和歌山県の調査・施策

【建造物】
1. 和歌山県内民家調査 1967 19件の民家詳細調査 『和歌山県の民家 和歌山県文化財学術調査報告書』第4冊1969.3 和歌山県
2. 和歌山県内近世社寺建築緊急調査 1988～1990 基礎資料2237箇所・3981棟 2次調査167件・274棟 『和歌山県の中世未指定社寺建築』1990.12 和歌山県 23棟の詳細調査 『和歌山県の近世社寺建築 近世社寺建築緊急調査報告書』1991.3 和歌山県
3. 和歌山県内近代化遺産（土木・建築等）総合調査 2004～2006 江戸末期～昭和35年 重要142件 その他19件 『和歌山県の近代化遺産－和歌山県近代化遺産（建造物等）総合調査報告書－』2007.3 和歌山県
4. 和歌山県内近代和風建築総合調査 2006～2009 幕末～昭和30年 1次調査262件 詳細調査94件 『和歌山県の近代和風建築 和歌山県近代和風建築総合調査報告書』2010.3 和歌山県
5. 旧和歌山県会議事堂移築修復工事 2012～2015 『和歌山県指定文化財旧和歌山県会議事堂修理工事報告書』2016.12 和歌山県
6. 郭家住宅調査事業 2018～2020 『登録文化財郭家住宅調査報告書』2021.3 和歌山県
【美術工芸品】
1. 和歌山県古文書調査 1972～1983 『和歌山県古文書目録1～11』和歌山県
2. 高野版板木総合調査 1993～1997
3. 文化財（美術工芸品）緊急調査 2012～2013
4. 地域に眠る「災害の記憶」と文化遺産を発掘・共有・継承する事業 2014～
【民俗文化財】
1. 和歌山県民俗資料緊急調査 1964 『和歌山県民俗資料緊急調査報告書 県下30地区について』1965.3 和歌山県
2. 和歌山県諸職関係民俗文化財調査 1989～1990 『和歌山県の諸職―諸職関係民俗文化財調査報告書―』1991.3 和歌山県
3. 和歌山県祭り・行事調査 1997～1999 『和歌山県の祭り・行事』2000.3 和歌山県
4. 熊野三山民俗文化財調査 2010～2012 『熊野三山民俗文化財調査報告書』2013.3 和歌山県
5. 高野山周辺地域民俗文化財調査 2012～2014 『高野山周辺民俗文化財調査報告書』2015.3 和歌山県
【記念物・美術工芸品（考古資料）・埋蔵文化財】
1. 岩井武俊・田澤金吾が岩橋千塚古墳群を調査 1918 「岩橋千塚第一期調査」『和歌山県史蹟調査報告』第1輯 1921
2. 岩橋千塚古墳群の発掘調査・整備、紀伊風土記の丘開設 1963～1971 『岩橋千塚』1967.3 関西大学文学部考古学研究室
3. 紀伊国分寺発掘調査・整備 1973～1980

4. 歴史の道調査 1978～1982 熊野参詣道、南海道・大和街道、高野山参詣道、龍神街道、修験の道、河川交通及び海路交通
5. 根来寺遺跡発掘調査 1980～1994 『根来寺坊院跡』1990.3 『根来寺坊院跡』1995.3 和歌山県
6. 和歌山県広域遺跡群詳細分布調査 1986～1991 岩橋千塚古墳群、伊都地域、有田地域、日高地域、西牟婁地域、東牟婁地域
7. 特別天然記念物カモシカ、紀伊山地カモシカ保護地域特別調査・通常調査 1986～
8. 和歌山県中世城館跡詳細分布調査 1992～1997 『和歌山県の中世城館跡詳細分布調査報告書』1998.3 和歌山県
9. 岩橋千塚周辺古墳群緊急確認調査 1995～1998 『岩橋千塚古墳群 緊急確認調査報告書』2000.3 和歌山県
10. 世界遺産登録推進事業 2000～2004 『世界遺産紀伊山地の霊場と参詣道』2005.3 世界遺産登録推進三県協議会 『世界遺産紀伊山地の霊場と参詣道保存管理計画』2006.3 2016.3改訂 世界遺産三県協議会
11. 重要文化的景観調査(文化庁の依頼による聞き取り調査) 2002・2003・2005 『農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究報告書』2005.3 文化庁 『採掘・製造、流通・往来および居住に関連する文化的景観の保護に関する調査研究報告書』2010.6 調査研究会
12. 特別史跡岩橋千塚古墳群保存整備事業 2003～現在 『特別史跡岩橋千塚古墳群発掘調査・保存整備事業報告書』1・2・3 2011・2013・2015.3 和歌山県
13. 世界遺産追加登録推進事業2010～2015 『高野山結界道、不動坂、黒河道、三谷坂及び関連文化財学術調査報告書』2012.3 和歌山県 『熊野参詣道王子社及び関連文化財学術調査報告書』2012.3 和歌山県 『闘雞神社学術調査報告書』2012.3 和歌山県 『世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」関連文化財指定促進事業補足報告書』2015.3 和歌山県
14. エルトゥールル号関連文化財調査2010～2013 『樫野埼灯台・官舎及びエルトゥールル号事件に関する調査研究報告書』2013.3 和歌山県
15. 自然的名勝調査 2011～2013 『和歌山県自然的名勝調査報告書』2013.3 和歌山県
16. 重要考古資料に関する懇談会(近畿地区) 2012 文化庁
17. 岩橋千塚古墳群追加指定事業 2014～ 『大谷山22号墳、天王塚古墳－特別史跡岩橋千塚古墳群追加指定に伴う発掘調査報告書－』2016.3和歌山県
【総合的な文化財調査】
1. 文化財ランクアップ推進事業(有形文化財・民俗文化財・記念物等調査) 2006～2008

(4) 和歌山県の指定等文化財の概要

県内には、国指定文化財が461件、県指定文化財が578件、市町村指定文化財が1280件あります。国宝の数が36件で国内6位、重要文化財の数が394件で7位となっています。県指定の無形民俗文化財は、73件で全国最多です。(表5)

また、重要文化的景観と重要伝統的建造物群がそれぞれ1件選定されています。登録文化財は、建造物で291件、有形民俗文化財で1件、記念物で6件となっています。

このように、本県には自然や歴史的な背景から数多くの文化財が存在します。国宝や重要文化財は、高野山・熊野三山などの社寺や紀伊徳川家関連のものが多数を占めます。

さらに、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」、ユネスコ無形文化遺産「那智の田楽」があります。

また、日本遺産では、『鯨とともに生きる』、『絶景の宝庫 和歌の浦』、『「最初の一滴」醤油醸造の発祥の地 紀州湯浅』、『「百世の安堵」～津波と復興の記憶が生きる広川の防災遺産～』、『1300年つづく日本の終活の旅～西国三十三所観音巡礼～』、『女性とともに今に息づく女人高野～時を超え、時に合わせて見守り続ける癒しの聖地～』

及び『「葛城修験」一里人とともに守り伝える修験道はじまりの地』の7件が認定されています。(別添資料2に記述)

表5 和歌山県内の指定等文化財件数

種別・区分		国指定等	県指定等	市町指定等	国登録	
有形文化財	建造物	84(7)	56	173	291	
	美術工芸品	絵画	71(9)	42	76	
		彫刻	103(5)	66	225	
		工芸品	72(4)	89	145	
		書・典・古文書	52(9)	23	98	
		考古資料	8(1)	22	46	
		歴史資料	4	4	34	
		小計	394(36)	302	797	
無形文化財			1	4		
民俗文化財	有形	1	15	42	1	
	無形	7	73	70		
記念物	史跡	30(1)	99	205		
	名勝	10	5	14	6	
	天然記念物	15	80	146		
	名勝・天然記念物	2(1)	3	2		
	小計	57(2)	187	367	6	
文化的景観		1				
伝統的建造物群		1				
合計		461(38)	578	1280	298	

() 国宝・特別史跡名勝天然記念物

《令和3年3月末日現在》

※ 国指定の地域を定めないものは除く



那智の田楽(那智勝浦町/国無形民俗・ユネスコ無形文化遺産)



湯浅町湯浅伝統的建造物群保存地区(湯浅町/国重要伝統的建造物群保存地区)

表6 和歌山県市町村別の国・県指定文化財

	有形文化財														記念物						民俗文化財				無形文化財		伝統的建造物群保存区		文化的景観		合計			登録文化財									
	美術工芸品																																										
	建築物		絵画		彫刻		工芸品		書籍古文書		考古資料		古資料		歴史資料		史跡		名勝		天然記念物		名勝天然記念物		有形民俗文化財		無形民俗文化財		無形文化財		伝統的建造物群保存区		文化的景観		合計			建築物		記念物		有形民俗文化財	
	国	県	国	県	国	県	国	県	国	県	国	県	国	県	国	県	国	県	国	県	国	県	国	県	国	県	国	県	国	県	国	県	国	県	計	国	県	計	国	県	計		
和歌山市	13	8	3	4	5	1	19	17	1	3	1	5	1	7	10	3		11					2	3		1					52	66	118	94				94					
岩出市	5	3	1		2	2							1	2	1	1		4												11	11	22	6				6						
紀の川市	5	5	1		5	2	3					1	2	3	1	1		6			1			3					13	26	39	10				10							
橋本市	2	2			6	2		3	1	1				8				2					3	2					3	29	32	24				24							
海南市	9	5			2	10			1	2				2	9	1		2					1	6					15	35	50	25				25							
有田市	2			2	5	3	2	2					2		3														9	13	22	3				3							
御坊市					1		2					2			3			2											0	13	13	30				30							
田辺市	2	1		6	1	6	2	11			4	3		4	9	1	1	4	7		1		1	15					14	65	79	6				6							
新宮市	1			1	4	1	4	10			1	1		2	5			2	1	1			1	1	1				16	21	37	3				3							
紀美野町	6	2			2	2					1							7											8	12	20	4				4							
かつらぎ町	3	7			3	5	6	4	2	2			1	1	3			2						1	4				17	27	44	11				11							
九度山町	2	3	1		1	2	1	2						1	1			2							1				5	12	17	5				5							
高野町	13	5	57	12	55	2	32	10	43	3	2	1	2	2	5	1	1	3											207	42	249	13	6	1	20								
湯浅町		4			5	2			2	5					1	6								1			1		9	18	27	4				4							
広川町	8	1				1	1								2	2								2					11	6	17	11				11							
有田川町	8	3	1	3	11	4		6				1	1	1	5			5					1	2	3				24	32	56	10				10							
美浜町							1											4											0	5	5	4				4							
日高町											1				6									1					1	7	8	1				1							
由良町			1		1			1										1	1					6					4	7	11	0				0							
日高川町	2	3	1		5	5		1			1			1	1									5					10	15	25	7				7							
みなべ町	2						2								4			3		1		1	5						0	18	18	3				3							
印南町						1									3			4						1					0	9	9	2				2							
白浜町	1	2	9		1						1			1	3	1		3	4				1	1					7	21	28	1				1							
上富田町					1										1			2											0	6		0				0							
すさみ町											1							2					1						2	2	4	7				7							
串本町			3	1										1	1		1							1	2				6	5	11	2				2							
那智勝浦町	3	1		4	3	6	1	16	1		2	3		1	6	1		1	7				3	2	3				15	49	64	1				1							
太地町														1	1									1					0	3	3	1				1							
古座川町																		2		1									2	1	3	1				1							
北山村																								1					0	1	1	2				2							
地域を定めず																		1											0	1	1	—	—	—	—								
計	84	56	71	42	103	66	72	89	52	23	8	22	4	4	30	99	10	5	15	80	2	3	1	15	7	73	0	1	1	0	1	0	461	578	1039	291	6	1	298				
	140		113		169		161		75		30		8		129		15		95		5		16		80		1		1		1		1039			298							

(注1) 国指定の地域を定めずに指定したものを除く。

(注2) 下記の指定物件については、複数の市町村に所在するため※印のものを代表として上記の件数とする。

(注3) 登録文化財のうち、小田井灌漑用水路龍之渡井(紀の川市～かつらぎ町)は紀の川市、和歌山電鐵貴志川線大池第一橋梁(和歌山市～紀の川市)は和歌山市の件数に含める。

指定別	種別	名称	所在地
国指定	史跡	明恵紀州遺跡卒都婆	※有田川町・湯浅町・有田市
		高野参詣道	※高野町・かつらぎ町・九度山町・橋本市
		熊野参詣道	※海南市・高野町・有田市・広川町・御坊市・田辺市・上富田町・白浜町・すさみ町・串本町・那智勝浦町・新宮市
		熊野三山	※新宮市・那智勝浦町・田辺市
		大峯奥駈道	※田辺市・新宮市
		道成寺	※日高川町・御坊市
	湯浅党城館跡 湯浅城跡 藤並館跡	※湯浅町・有田川町	
名勝	南方曼陀羅の風景地	※田辺市・上富田町・白浜町・串本町	
天然記念物	オオウナギ生息地	※白浜町・上富田町・田辺市	
無形民俗文化財	河内祭の御舟行事	※串本町・古座川町	
県指定	史跡	鹿ヶ瀬峠	※日高町・広川町
	史跡	船戸山古墳群	※岩出市・和歌山市
	名勝	玉川峡	※九度山町・橋本市
	無形民俗文化財	熊野の田掻競牛	※那智勝浦町・串本町・古座川町
		有田川の鶺鴒	※有田川町・有田市
		紀州備長炭製炭技術	※田辺市・日高郡・西牟婁郡・東牟婁郡

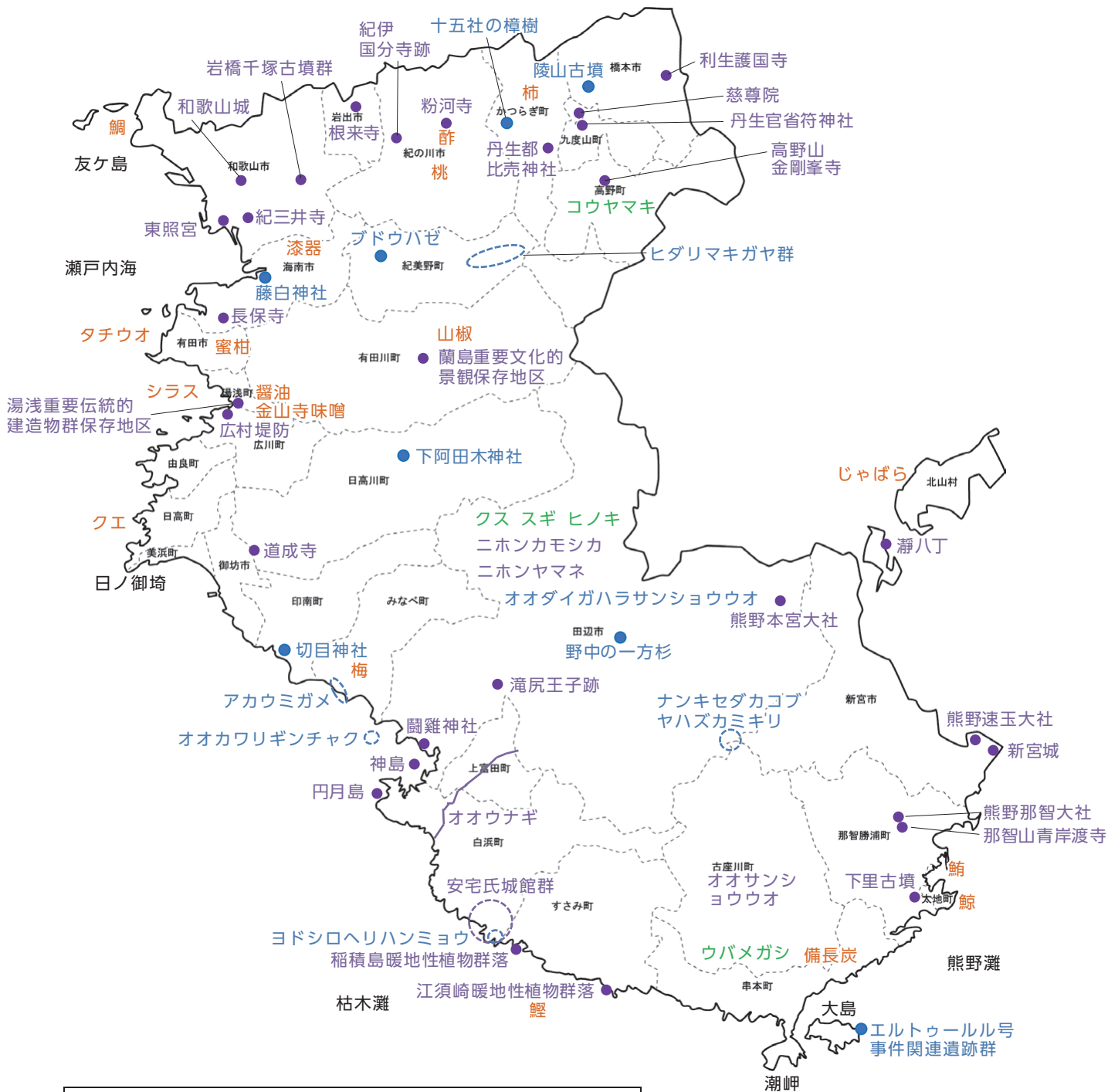


図7 和歌山県の文化財等(主たるもの)所在状況図

第3章

◆ 文化財の保存と活用の方針

1 文化財の保存と活用に係る現状と課題

本県の文化財の保存と活用に係る現状及び課題については、以下のとおりです。

(1) 文化財の調査及び指定、実態把握について

本県では、市町村や関係機関とも情報共有して、文化財の国・県指定等を継続的に推進し、世界遺産の登録と追加登録を実現させてきました。しかしながら、文化財の種別ごとの全県的な体系的、総合的な調査が行われていないという課題があります。近年、近代の文化遺産、歴史的建造物、仏像等について総合調査を開始しています。

(2) 人口減少、少子高齢化による文化財の担い手不足

本県では、全国より速いペースで人口減少や少子高齢化が進行し、文化財の所有者・保持者等の尽力や行政支援等だけでは、文化財を次世代へ確実に継承していくことが困難な状況になっている現状があります。とりわけ、民俗文化財などを支える地域の担い手不足が課題となっています。また、社会情勢や地域住民の意識の変化等により、文化財に対する興味や関心が薄れ、文化財を支える人々が少なくなっていることも課題です。

(3) 犯罪や災害への対策

全国的に、文化財に対する落書き等の毀損や仏像などの盗難、火災による木造建造物の滅失が相次いでいます。フランスのノートルダム大聖堂や首里城の火災は世界中に衝撃を与え、防火対策等の徹底が課題となっています。また、台風の巨大化などによる激しい暴風雨が頻発するようになり、被害が甚大化しており、今後、発生が予想されている南海トラフ地震へ対応する体制づくりや文化財等の所在情報の把握と情報共有が課題となっています。

(4) 文化財の保存・活用のための費用負担の増加

多発する風水害や防犯・防災対策等による文化財の所有者や管理団体等の経済的な負担は、増加傾向にあります。そのため、指定文化財や登録文化財を維持管理していくことが困難となる状況がみられ、未指定文化財においては、その困難さが高くなります。このため、文化財を保存・活用していくための資金調達、補助金やクラウドファンディング等の有効活用が課題となっています。

2 めざすべき方向性

本県には、先人から受け継がれた誇るべき文化財・文化遺産が各地に存在し、これらを確実に次世代に継承していくことは県民共通の責務であり、その実現に努めていきます。

今後は、文化財の調査・研究を進め、指定等を推進するとともに、観光部局や地域社会との連携を強化して、文化財の多様な活用を図り、郷土愛の育成や交流人口の増加、地域の活性化につなげていきます。

県と市町村等が連携して、図8に示すように文化遺産の「保存・保全と活用との好循環」を

図りながら文化遺産を未来に引き継ぐ仕組みをつくり、和歌山の魅力向上をめざしていきます。

3 基本理念

後世にわたり、自然・景観・歴史・伝統文化などが織りなす文化遺産を守り引き継いでいく「保存・保全と活用との好循環」を実現し、魅力的な和歌山を創造していく。

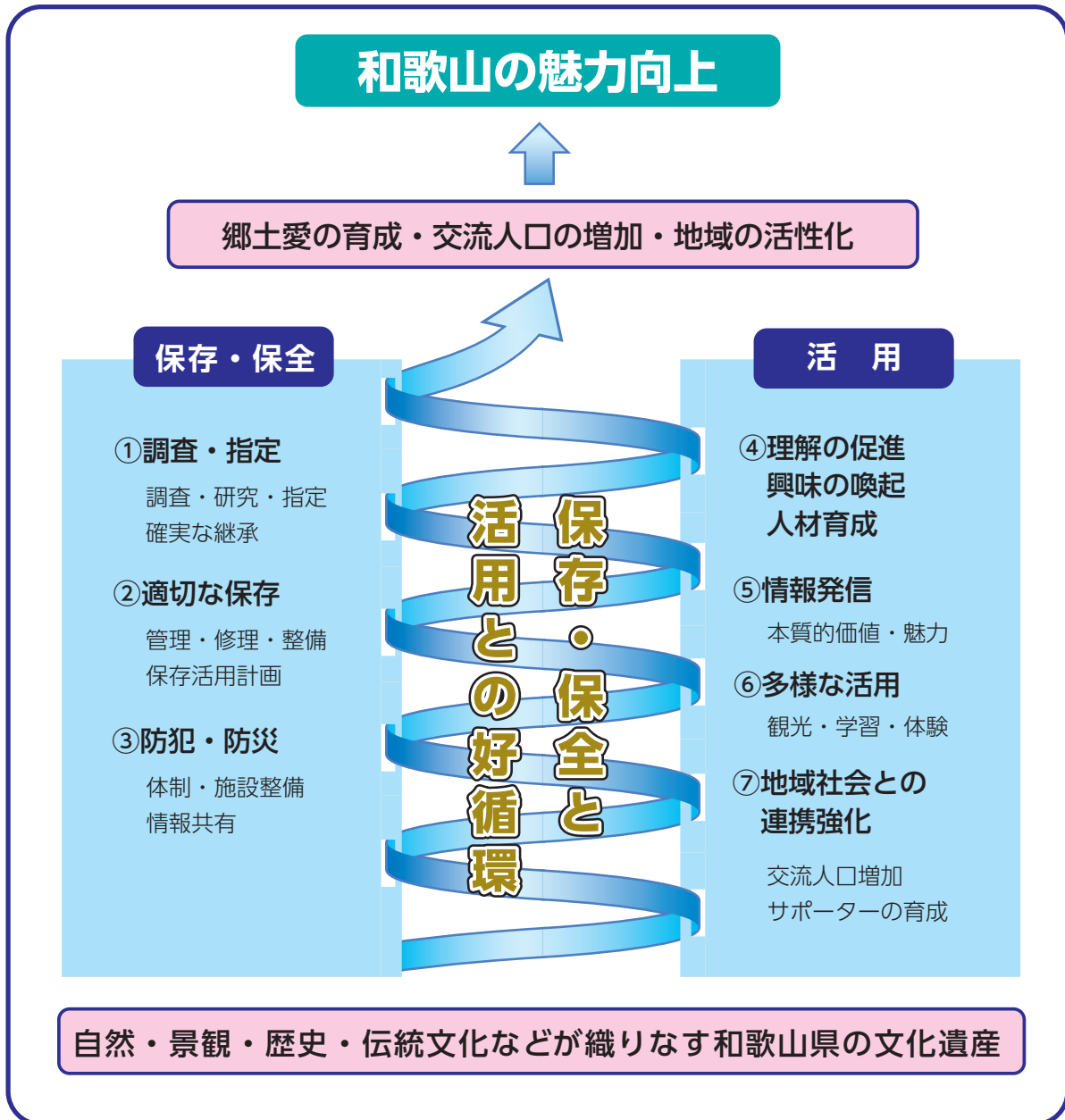


図8 文化財の保存・保全と活用の基本理念概念図

4 文化財の保存と活用の基本方針

①文化財の調査及び指定等の推進

文化財の精緻な調査・研究を基に指定等を進めるとともに、未指定も含めて、多くの有形・無形の文化財を確実に次世代に継承していくように保護措置を講じていきます。

②文化財の適切な保存・継承の推進

文化財の日常的な維持管理、環境整備、周期的な保存修理や整備を行い、適切に保存していきます。そのために、各文化財の総合的な把握を行い、保存活用計画及び整備計画の策定を推進していきます。

③文化財の防犯・防災対策の推進

盗難や火災、台風などの自然災害、来るべき南海トラフ地震の発生を想定して、防犯・防災施設の整備や災害発生時の救援対策等の構築を進めます。文化財等所在情報の把握と情報共有を図ります。

④文化財への理解促進・興味の喚起並びに人材育成

文化財への理解促進と興味を喚起するために、学校教育活動や生涯学習活動などを通じて、多くの人々が文化財に触れ親しむ機会を創出し、価値の理解を深め、郷土愛の育成につなげていきます。文化財を支える地域の担い手を育成していきます。

⑤文化財の情報発信の推進

文化財の本質的価値や魅力について様々な媒体を通じて、効果的な情報発信を行っていきます。

⑥文化財の多様な活用の推進

文化財の本質的価値を損なわないことに留意しつつ、観光や町おこし等の地域の活性化に繋がる多様な活用を所管部局や関連団体とも連携しながら推進していきます。

⑦地域社会との連携強化

文化財の保存と活用、継承のため、地域社会との連携を深め、文化財に係わる交流人口や関係人口（註1）の増加をめざします。

（註1）「交流人口」とは、その地域を訪れる人々のことで、その地域に住んでいる人（定住人口又は居住人口）に対する概念です。目的としては、通勤・通学、買い物、文化鑑賞・創造、学習、習い事、スポーツ、観光、レジャーなどです。「関係人口」とは、移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のことを指します。近年では、「関係人口」と呼ばれる地域外の人材が地域づくりの担い手となることが期待されています。

第4章

◆ 文化財の保存・活用を図るために講じる措置

本章においては、前章で掲げた方針に基づき、具体的に講じる措置について示します。

1 文化財全体に関する措置

① 【文化財の調査及び指定等の推進】

- ◆ 県内の未指定文化財の所在調査及びその文化財的価値の調査研究を実施します。
- ◆ 調査の結果、価値が高く保護措置を講じる必要があると判断される文化財については、さらに調査研究を進めて、国・県・市町村指定、選定又は登録の保護措置を講じます。
- ◆ 指定、登録、選定以外の文化遺産についても、様々な観点から保護措置を検討していきます。

② 【文化財の適切な保存・継承の推進】

- ◆ 文化財の日常的な維持管理、環境整備、周期的な保存修理や整備を行い、適切に保存していきます。
- ◆ 各文化財の総合的な把握を行い、保存活用計画及び整備計画の策定を推進していきます。
- ◆ 様々な事情により維持管理が困難となっている文化財については、所有者等の意向を踏まえて、管理責任者の選任、管理団体の指定等支援体制の構築を検討します。

③ 【文化財の防犯・防災対策の推進】

- ◆ 県、市町村、文化財の所有者等は、関係機関と連携し、文化財の所在に関する情報共有を図り、災害発生時の救援体制の構築を進めます。
- ◆ 警察等関係機関と連携を強化し、文化財の盗難、汚損などを防ぐ体制整備を進めます。
- ◆ 県と市町村及び県内博物館施設等が加入する和歌山県博物館施設等災害対策連絡会議は相互に連携し、被災時における文化財等の保全活動に関するマニュアルの整備を行い、所有者等に対し防災対策等に係る支援や助言を行っていきます。
- ◆ 「近畿2府7県危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づき、本県の応援主管府県、副主管府県である大阪府と徳島県との情報共有を進めていきます。

④ 【文化財への理解促進・興味の喚起並びに人材育成】

- ◆ 学校教育や生涯学習の場で、文化財についての学習機会の提供を進めていきます。
- ◆ 文化財への理解促進と興味を喚起し、文化財を支える地域の担い手を育成していきます。
- ◆ 文化財の講演会や遺跡発掘現場や建造物修理現場の現地説明会、文化財ウォークラリー等を開催し、県民等が理解と興味を深める機会をつくります。
- ◆ 県民等が容易に文化財へアクセスし、理解を深めるため、誘導、案内板及び説明板の設置を推進します。

⑤ 【文化財の情報発信の推進】

- ◆インターネットなど各種メディアを用いた効果的な情報発信や文化財を通じた交流等を促進していきます。
- ◆県や県立博物館施設で指定文化財等の魅力や価値等について新たな情報発信を行っていきます。
- ◆文化財の整備にあたっては、対象文化財の特性に応じて最新の復元技術やデジタル技術を導入し、VR（仮想現実）やAR（拡張現実）等の情報通信技術を活用していき、文化財のかつての姿なども復元し、わかりやすく発信していきます。
- ◆多言語や音声での解説手法を取り入れ、多くの人々に情報を発信していきます。

⑥ 【文化財の多様な活用の推進】

- ◆観光部局、まちづくり部局、各種団体等と連携して、積極的な文化財の活用を図ります。
- ◆世界遺産や日本遺産などを、複数の文化財を連携させた市町村域を越えた広域的な文化財群として活用することを積極的に検討していきます。
- ◆個々の文化財の積極的かつ計画的な活用を図るため、原則として保存活用計画に基づいた活用を図るものとします。
- ◆活用にあたっては、保存意識を持たずに行われる活用やオーバーユース等、文化財の本質的価値を損なうことのないよう十分な配慮をもって実施します。

⑦ 【地域社会との連携強化】

- ◆地域に密着した幅広い文化財の保存と活用の取組を可能とするために、地域住民の積極的な関わりを推進・支援していきます。
- ◆保護対象が広大な史跡、名勝、天然記念物、文化的景観や伝統的建造物群等では、維持管理及び活用に関わるボランティアやサポーター制度の拡充を推進・支援していきます。
- ◆幅広く文化財の保存と活用を図るため、文化財に関わる交流人口や関係人口の拡大を推進・支援していきます。

2 和歌山県の種別ごとの文化財の現状と課題、対応策

(1) 有形文化財

建造物

《現状》

県内には国指定・県指定・国登録の建造物が431件所在します。その内訳は次のとおりです。

国指定84件（国宝7件含む） 県指定56件 国登録291件（令和3年3月末日現在）

国宝の長保寺大門・本堂・多宝塔（海南市）、善福院釈迦堂（海南市）、根来寺多宝塔（大塔）（岩出市）、金剛峯寺不動堂（高野町）及び金剛三昧院多宝塔（高野町）をはじめ、国指定や県指定の建造物は、主に紀北地域に多く所在しており、近世以前に建築されたものがほとんどで、

また社寺等の法人が所有するものが多いという特徴があります。

一方、登録有形文化財は近代のものがほとんどで、個人所有者が多いという違いがあります。個人所有者が多い登録有形文化財は、文化財の未来への確実な継承という点で、課題を抱えています。社寺建築は、指定や登録がなされても、本来の使われ方をすることが通常ですが、空き家となった近代建築や住宅は、保存するだけでは維持管理の負担が増し、保存自体も困難となる場合があります。

建造物は常に風雨にさらされて経年劣化するため、日常的な維持管理、環境整備を実施し、適切な周期で保存修理をしながら、健全な状態を保っていく必要があります。さらに、台風等の自然災害による破損にも備える必要があります。

	《 課 題 》	《 対 応 策 》
1	神社に多い檜皮葺屋根や、仏堂や民家の茅葺屋根は20～30年の周期で葺き替えが必要であり、瓦葺も80～120年の周期で葺き替えが必要です。また解体修理などの根本修理も100年単位で実施が必要です。	所有者等と協議の上、修理の実施期間と費用負担を勘案し、県全体の建造物修理計画を作成の上、対策を進めていきます。 周期的な小修理を促進し、大規模修理が必要とされる期間を延ばします。
2	防犯・防火・耐震対策が十分でない指定建造物が存在します。	所有者等と協議の上、防犯・防火設備の設置を進め、必要な建造物では耐震診断を実施し、対策を進めていきます。
3	登録有形文化財を含む未指定の建造物は、所有者の代替わり等で建造物が使われなくなると維持が困難になり、取り壊されてしまうことがあります。	県建築士会等関係機関と連携し、歴史的建造物の所在把握と所有者等への助言等を適宜行います。

美術工芸品

《現状》

県内には国指定・県指定の美術工芸品が556件所在します。その内訳は次のとおりです。

国指定310件（国宝29件含む） 県指定246件（令和3年3月末日現在）

和歌山県の美術工芸の指定品は、仏教や神道といった宗教美術に関するものが多いことが特徴です。特に高野山や熊野三山には国宝24件をはじめ数多く遺されています。和歌山市の東照宮などには、紀伊徳川家関係の文化財が伝来しています。また、串本町の無量寺や成就寺、白浜町の草堂寺などには、師である円山応挙の使いとして和歌山を訪れた長澤芦雪の代表的な作品が数多く遺されています。これらの多くは、和歌山県立博物館に寄託されています。

近年では、過疎地などで仏像の盗難が多発しているほか、収蔵施設が老朽化し、適切な保存管理が困難な事例もみられます。

	《 課 題 》	《 対 応 策 》
1	美術工芸品には、絵画・彫刻・工芸品・書跡・典籍・古文書・考古資料・歴史資料という分類があり、材質も紙、絹、木、金属、陶磁など多種多様です。保存や修理、展示方法については専門的な知識が必要ですが、県内には専門家が少ない状況があります。	保存や修理、展示方法については、県内外の大学や博物館、研究機関の専門家を含めて意見を聞き、対処していきます。
2	社寺や個人が所有する美術工芸品が適切に保存管理されているか把握が困難な場合があり、相続や売買の過程において、所在不明となる恐れがあります。	市町村や関係機関と協力して、保存状態と管理方法を継続的に把握します。 所有者や市町村に、所在場所・所有者変更の制度や手続きの周知を徹底します。
3	過疎地の社寺などで、仏像などの盗難事件が発生し、所在不明となる場合があります。	盗難等を含めた滅失防止対策等を所有者に促し、保管上の課題等があるものは、博物館施設と連携して寄託などの保護措置を検討していきます。

(2) 無形文化財

《現状》

県内に国指定はありませんが、県指定としては、和歌山市に「関口新心流柔術・居合術・剣術」が1件所在しています。(令和3年3月末日現在)

無形の文化財は、人間の「わざ」そのものであり、その「わざ」を体現・体得した個人又は集団が、保持者や保持団体に認定されることから、継承者の確保が保存のための必須条件となります。

	《 課 題 》	《 対 応 策 》
1	無形文化財の十分な調査研究等がなされず、現在は、県指定1件のみです。	関係機関や市町村等と連携して指定候補物件の情報を収集し、指定の可能性を検討していきます。
2	職業としての無形文化財が成り立ちにくくなっており、その「わざ」の継承・伝承が非常に困難になっています。	伝統的な「わざ」を実演や映像記録等により、子供たちも含めた幅広い層の人々が関心や理解を深めるとともに、継承の支援をしていきます。

(3) 民俗文化財

無形の民俗文化財

《現状》

県内には国指定・県指定の無形民俗文化財は80件所在します。その内訳は次のとおりです。

国指定7件 県指定73件 (令和3年3月末日現在)

無形の民俗文化財は、紀北地域では、杉野原や天野の御田などの高野山の影響がみられる民俗芸能が伝承されています。一方、紀南地域では、熊野信仰や熊野三山に関する祭礼や民俗芸能が伝承されています。熊野那智大社の「那智の田楽」は国指定重要無形民俗文化財でもあり、ユネスコ無形文化遺産にも登録されています。この他、県内には獅子舞や盆踊りが広く分布しています。

保持団体である保存会の構成員の高齢化が進み、慢性的な後継者不足に陥っている場合もあります。また、保存会そのものが解散の危機にあり、それに伴い無形の民俗文化財が消滅する危機に瀕しています。

	《課題》	《対応策》
1	無形の民俗文化財は、人口減少、少子・高齢化や過疎化など社会構造及び生活様式の変化の影響により中断や消滅の危機が懸念されています。	民俗芸能の発表機会を確保するほか、学校教育の場で学習する取組を促進し、市町村等と連携して保存団体の伝承活動等を支援していきます。
2	十分な調査や記録の作成がなされずに、中断や消滅の危機に直面している無形の民俗文化財が存在しています。	指定を進めて保存を支援します。また、指定・未指定を問わず、祭礼や民俗芸能等の映像記録作製等を実施していきます。

有形の民俗文化財

《現状》

県内には国指定・県指定の有形の民俗文化財は16件所在します。その内訳は次のとおりです。

国指定1件 県指定15件 国登録1件 (令和3年3月末日現在)

国指定は、紀の川市に所在する若一王子社宮講が所有する「名つけ帳・黒箱」のみであり、県指定では、生業に関する「日高地域の地曳網漁用具及び和船用具」や「保田紙の製作用具」、「葛城山の凍豆腐製造用具」のほか、祭礼や芸能に関わる熊野速玉大社の「ちよなはしめぎしきようぐ新始儀式用具」や熊野那智大社の「牛頭」・「那智山田楽資料一括」が所在しています。国登録では、高野町高野山の圓通寺が所有する「高野山奉納小型木製五輪塔及び関連資料」があります。

祭礼に関する道具類は、修理や新調を繰り返していることもあり、古い形態のまま遣りにくい状況にあります。

	《課題》	《対応策》
1	生業や生活様式の変化から使用されなくなった有形の民俗文化財が、滅失等の危機があると推察されます。	市町村や所有者等から、情報収集し、指定等の保護措置を講じていきます。

(4) 記念物

《現状》

県内には国指定・県指定・国登録の記念物が249件所在します。その内訳は次のとおりです。

国指定57件（特別史跡1件、特別名勝・天然記念物1件含む）

県指定187件 国登録6件（令和3年3月末日現在）

（※地域を定めない指定物件は含んでいません。）

記念物の国宝に相当する特別史跡に岩橋千塚古墳群が、特別名勝・天然記念物に瀨八丁^{どろはっちょう}が指定されています。地域を定めない動物で特別天然記念物であるニホンカモシカ、オオサンショウウオが県内にも生息しています。

また、世界文化遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」を構成する高野山・熊野三山の社寺境内地と高野参詣道・熊野参詣道・大峯奥駈道があります。

指定・登録記念物の保存管理にあたっては、記念物の本質的価値を損なわないよう適切に実施しなければなりません。しかしながら、記念物を取り巻く管理や経済的な問題等、様々な事情により、全ての記念物について、これらが十分に実施できているといえない状況があります。また、指定が古い記念物は、その指定範囲や現在の所有者等が不明確なものも多く、適切な保存管理を行う上で支障となっています。

近年、台風等の風水害によって、参詣道の崩壊や海浜部の橋梁の損壊、樹木の倒壊など甚大な被害を受けています。

	《課題》	《対応策》
1	記念物は多種多様な価値を持つことから、保存管理の手法もその特性に応じて検討していく必要があります。	指定文化財の保存管理には、保存活用計画の策定が有効であるため、様々な専門家の意見を聴取して、策定を推進していきます。
2	台風等の風水害によって、記念物に指定されている参詣道の崩壊や海浜部の橋梁の損壊、樹木の倒壊など甚大な被害を受けています。	保存活用計画を策定するとともに、あらかじめ図面や写真などの基礎データを作製して、復旧作業を円滑に行うことができるよう働きかけていきます。
3	城館などの史跡では、往時の姿をとどめているものは限られています。	石垣などの復元整備だけでなく、VR（仮想現実）やAR（拡張現実）を用いて、来訪者が往時の姿を体験できるような取組も進めていきます。
4	指定が古い記念物は、指定範囲や現在の所有者等が不明確なものも多く、適切な保存管理を行うための支障となっています。	市町村と協力して、指定範囲や現在の所有者等を再確認し、台帳の整備を実施していきます。

5	史跡・名勝等は、観光名所となっている場所も多くありますが、文化財として認知されていない場合があります。	文化財としての情報発信を関係機関と協議の上で進め、説明板の設置等を推進していきます。
6	動植物では、周囲の環境悪化など、自然のままでは良好な状態を維持することが困難な場合があります。	動植物の状態を把握し、環境の変化に対応した、生息・生育環境の改善等の対策を講じていきます。

(5) 文化的景観

《現状》

県内では、有田川町のあらぎ島と周囲の景観が「^{あらぎしま}蘭島及び三田・清水の農山村景観」として国の重要文化的景観に選定されています。大部分を山間地が占める厳しい自然条件下にあって、有田川上流域に展開する独特の地形を活かした農林業や紙漉きなど、これまでの人々の活動によって形成された独自性の高い文化的景観であると評価されています。

近年、棚田の耕作者が高齢化して、後継者不足が顕著となっています。また、台風等による風水害で水路や棚田のき損が発生しています。

	《課 題》	《対 応 策》
1	所有者や管理者による棚田や水路等の日常の維持管理が困難となっています。	町と協力して、所有者や管理者による棚田や水路等の保全活動を支援するとともに、新たな担い手や支援者を確保する取組を進めていきます。
2	県内随所に農村景観をはじめ優れた景観が残されていますが、十分な調査研究等がなされておらず、現在は、国選定1件のみです。	地域住民の理解を得て、関係機関や市町村等との連携を促進し、文化的景観の国・県選定を推進していきます。

(6) 伝統的建造物群

《現状》

県内では、醤油醸造で有名な湯浅町において、「湯浅町湯浅伝統的建造物群保存地区」が、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されています。保存地区は、旧市街地の北西に位置し、東西約400m南北約280m、面積は約6.3haです。16世紀末頃に開発されたといわれる北町、鍛冶町、中町、濱町を中心とする醤油醸造業が最も盛んであった一帯にあって、通りと小路で面的に広がる特徴的な地割と、醸造業関連の町家や土蔵を代表とする近世から近代にかけての伝統的な建造物がよく遺されている地区です。

平成29年（2017）には、関連する文化財等が日本遺産『「最初の一滴」醤油醸造の発祥の地 紀州湯浅』として認定されています。

	《 課 題 》	《 対 応 策 》
1	地区内では、少子・高齢化等による空き家の増加がみられます。	所有者や町による街並みの維持、空き家の利活用等を支援していきます。
2	県内においては、他にも歴史的な集落や町並みが残されていますが、十分な調査研究等がなされておらず、現在は国選定1件のみです。	地域住民の理解を得て、関係機関や市町村等との連携を促進し、伝統的建造物群の国・県選定を推進していきます。

(7) 埋蔵文化財

《現状》

県内には、周知の埋蔵文化財包蔵地が約3,300ヶ所あり、そのうちの約半数の1,600基が古墳です。古墳以外にも中世から近世にかけて築かれた城館が多数あります。水中遺跡としては和歌山市の沖ノ島北方海底遺跡があります。

各種開発事業に係る埋蔵文化財の取り扱いについては、国・県事業については県が、市町村事業と民間事業は、市町村が一義的な窓口となって対応しています。それぞれ事前に調整を行った上で必要な保護措置をとっています。

県内市町村における埋蔵文化財専門職員の配置状況は、令和2年4月末時点で30市町村中9市5町となっており、全国的にみても極めて低い状況にあり、発掘調査等の体制整備が喫緊の課題となっています。

発掘調査で出土した遺物の保管については、県及び市町村ともに、收藏のスペース不足や老朽化が進んでいます。また、埋蔵文化財の周知や出土遺物の利活用が十分に出来ていない現状があります。

	《 課 題 》	《 対 応 策 》
1	埋蔵文化財専門職員が未配置のため、埋蔵文化財保護行政が円滑に実施できていない町村があります。	専門職員の配置を働きかけるとともに、発掘調査等が必要なときは、県職員が指導・協力をを行います。
2	出土遺物の保管については、收藏施設のスペース不足や、老朽化が進んでいます。	県の收藏施設の確保に努め、市町村の收藏庫の建設や改築を支援していくとともに、国に対し補助制度の対象となるように、県も市町村と共同して働きかけていきます。
3	遺跡の周知や出土遺物の利活用が十分出来ていない状況がみられます。	埋蔵文化財を広く周知していくとともに、発見した遺構、遺物で学術的価値が高いと考えられるものについては、調査研究を進め、史跡や名勝、美術工芸品（考古資料）として指定し、保存していきます。 出土遺物を博物館等で展示するとともに、体験学習等で活用していきます。

(8) 未指定文化財

《現状》

文化財保護行政における保存や活用等は、法や条例等に基づき、指定や登録等がなされた文化財が中心となっています。しかしながら、学術的価値が高い文化財であるにもかかわらず、地域に埋もれ、その存在や価値が広くまたは明確に認知されず、未指定のままのものが多数存在していると考えられます。これら未指定文化財は保護措置を講じなければ、滅失や散逸等が進む恐れがあります。

	《 課 題 》	《 対 応 策 》
1	学術的価値が高い文化財であるにもかかわらず、認知されていない未指定のものが多数存在し、消失・散逸の恐れがあると推測されます。	市町村と連携して共同で悉皆調査や学術的価値の研究に努め、データベースの構築を進めます。 所有者等の理解を得ながら、指定等を進めていきます。

(9) 伝統的な生活文化

《現状》

県内には、地域に根付いた豊かな食文化や伝統産業等があります。

農林水産省が平成19年度に選定した「郷土料理百選」には、「鯨の竜田揚げ」と「めはり寿司」が選ばれています。

和歌山県推薦優良土産品の制度は、県内で生産・製造されたもの、安心・安全を重視したものの、和歌山らしさ・和歌山ならではのものの3つの観点から、優良な県産品を選定・推奨する制度であり、「梅干し」、「那智黒」、「柿の葉寿司」、「金山寺味噌」、「つりがねまんじゅう」、「本ノ字饅頭」、「かげろう」、「和歌浦煎餅」、「うすかわ饅頭」、「湯浅醤油」、「胡麻豆腐」、「小鯛雀寿司」、「めはりずし」、「なれずし」、「さんまずし」があります。

伝統産業では、経済産業大臣指定の伝統的工芸品として、「紀州漆器」、「紀州箆笥」、「紀州へら竿」の3品目があり、県知事指定の郷土伝統工芸品として「紀州へら竿」、「保田紙」、「御坊人形」、「皆地笠みなちがさ」、「那智黒硯」、「野鍛冶刃物きしゅうびな」、「棕櫚笥しゅうろうぼうき」、「根来寺根来塗」、「紀州高野組子細工」の10品目（紀州へら竿は大臣及び知事の双方から指定）があります。

県では、昭和49年（1974）から毎年、県内の伝統ある貴重な工芸品や生活用品の製作等の技術を保持し、地域社会の向上と発展に功績のある方々を名匠表彰しています。

	《 課 題 》	《 対 応 策 》
1	食文化や伝統産業においても、継承者不足等で途絶える可能性があります。	他部局とも連携して、食文化や伝統産業の顕彰普及を支援し、文化財としての指定等の可能性について検討していきます。

3 個別の対応

(1) 調査・指定

本県では、表4に掲載しているとおり、これまでも様々な調査を行い、これらの成果を基に文化財指定を進めてきました。しかしながら、地域に埋もれ、その存在や文化財的価値が広く又は明確に認知されず、未指定となっている文化財も多数存在しています。これら未指定文化財は保護措置を講じなければ、滅失や散逸等が進む恐れがあるため、分野別の悉皆調査や本質的な価値の研究に努め、所有者等の理解を得ながら指定等を進めます。

岩橋千塚古墳群には、貴重な価値がありながら未だ指定の保護措置が講じられていない古墳が多数あることから、計画的に発掘調査を実施し、特別史跡への追加指定を進めます。

埋蔵文化財は、現状保存が原則ですが、開発等により保存することが困難な場合は、記録保存のための発掘調査を行っていきます。また、発掘調査により発見した遺構、出土した遺物で学術的価値が高いと考えられるものについては、史跡や美術工芸品（考古資料）として指定を進めます。

(2) 保存管理

文化財を適切な状態で保存・継承するためには、文化財の種別や特性に応じて、計画的に修復し、防犯・防災対策その他の保存に必要な措置を講じる必要があります。

県は、国指定、県指定等文化財の保存・活用と整備に対する国及び県補助金の確保に努め、所有者等への財政的支援を図るとともに、適切な助言を行います。また、指定文化財については、文化財個々の保存活用計画の作成が有効であることから、その策定を推進します。

有形の文化財については、文化財を良好な状態に保つための日常的な維持管理、適切な修理に努めます。また、美術工芸品等は、温湿度を適切に管理できる施設で保管する必要があることから、施設の保管環境の改善や整備を支援します。さらに、防犯・防災の対策を計画的かつ継続的に実施するための支援の充実を図るとともに所有者の防犯・防災意識の向上を図る取組等を推進します。

無形の文化財については、その保存に欠くことのできない用具等の製作・修理等を支援するとともに、民俗芸能等の後継者育成も見据えた映像記録の製作を進めます。

様々な事情により維持管理が困難になっている文化財については、所有者等の意向を踏まえ、管理責任者の選任、管理団体の指定などの支援体制を検討します。また、このような文化財を市町村が取得することは、安定した保存活用の上では有効であることから、補助制度により支援します。

県では、指定文化財等の異常や緊急な保護措置の必要性を早期に発見し、速やかな対応を行い、文化財の適正な保護・管理を図ることを目的に、文化財保護指導委員を県下各地に52名配置しています。法改正により、市町村においても文化財保護指導委員を配置できることとなったことから、県としては、市町村でも適切に実施されるように、必要に応じて助言していきます。

また、地域での収蔵、管理が困難となってきたりしている状況や自然災害等への備えの必要性から、

地域の文化財を受け入れ、保管し、公開・活用できる施設のあり方や整備について、市町村や所有者、関係団体等と連携し、役割分担を行いながら検討します。

埋蔵文化財における出土遺物等の今後の増加に対応するために、県は収蔵施設の確保に努め、市町村の収蔵庫の建設や改築に対して助言するとともに、国に対し自治体の収蔵施設確保に向けた財政的な支援を行うよう、県も市町村と共同して働きかけていきます。

(3) 所有者への支援

県は、国指定、県指定等文化財の保存修理や整備、活用に関し、所有者や管理団体に対し、指導・助言等を行うとともに、文化財個々の保存活用計画作成を支援します。また、修理等の費用に対する国及び県補助金の確保に努め、財政的な支援を行います。

未指定等を含めた歴史的建造物の所有者等が抱える維持管理等に関する様々な悩みについては、ヘリテージマネージャー（地域歴史文化遺産保全活用推進員）（註1）等専門家が応える体制を整備していきます。

(4) 教育普及

県は、県民が学校教育活動や生涯学習活動を通じて、地域の歴史と文化にふれ、親しむ機会の創出と充実に努めます。ふるさと教育副読本『わかやま何でも帳』、文化財等について学べる『わかやまの文化財ガイドブック』を活用した学習を推進していきます。

県立の博物館施設等においては、和歌山の文化、芸術、歴史、自然に関する資料を積極的に収集・保管、調査研究を行い、その成果を基に展覧会を開催するとともに、講演会、各種講座、体験学習等を実施し、ふるさとに対する愛着、誇りを育みます。

県が所有する重要文化財旧和歌山県会議事堂は、所轄課と協力しユニークベニュー（特別な会場）（註2）として活用し、文化財の魅力にふれる機会としていきます。また、発掘調査で確認した根来寺遺跡の遺構及び出土遺物について、高精細レプリカによりリアルに再現し、屋外展示している根来寺遺跡展示施設（ねごろじサイトミュージアム）を通じ、埋蔵文化財への理解促進に努めるとともに、市町村に対しては埋蔵文化財や史跡の公開活用事例として提案していきます。さらに、公益財団法人和歌山県文化財センター（以下「県文化財センター」といいます。）と連携し、発掘調査や建造物修理の現地説明会や成果報告会等の開催により、文化財の普及啓発に努めます。

国においては、毎年11月1日から7日までの1週間を「文化財保護強調週間」に、毎年1月26日を「文化財防火デー」に定め、広く国民の文化財愛護の意識高揚を図っており、県においてはこの運動に協力、連携して文化財保護・愛護の普及啓発に努めています。



根来寺遺跡展示施設(岩出市)

(5) 専門職員の配置及び育成

文化財保護行政を進める上で、担当者には、所有者等への指導・助言を行うなどの専門的知識が求められるため、県では文化財専門職員の確保及び専門性の向上に努めていきます。

市町村においても専門職員の確保及び専門性の向上が望まれることから、県は市町村担当者向けの研修等を実施するとともに、文化庁のマネージメント職員養成研修会や独立行政法人国立文化財機構等が開催する各種専門的な研修会への参加を推奨していきます。また、記念物や埋蔵文化財では市町村の役割が大きいことから、引き続き埋蔵文化財専門職員の安定的確保に向けた取組を市町村とともに推進してまいります。

建造物の部門では、歴史的建造物の価値を発見し、保存・活用につなげてまちづくりに活かす人材であるヘリテージマネージャーの育成を一般社団法人和歌山県建築士会と連携して進めます。

(6) 地域における文化財の担い手育成

過疎化・少子高齢化等により、文化財の保存・活用が所有者のみでは困難となっているため、地域社会総がかりによる保存・活用が求められています。今後、地域の中で文化財の保存・活用の取組を牽引していく人材や民間団体が必要となることから、こうした団体等との連携・協力体制を強化するとともに、その活動を支援していきます。

また、法改正により制度化された市町村による文化財保存活用支援団体指定の取組を促していきます。

(7) 情報発信、観光、地域の活性化

県や博物館施設等では、報告書やパンフレット等の紙媒体のほか、ホームページで国指定、県指定文化財等の魅力、価値等について情報発信を行っていきます。また、県内のみならず、首都圏等でも本県の文化財に係るシンポジウム等を開催し、その魅力や価値、歴史及び文化について発信していきます。民俗芸能については、公演会等を開催し、地域で引き継がれてきたその魅力が、直接、伝わるように努めていきます。

観光との融合による地域の歴史・文化や魅力を発信する取組として、各地域の文化遺産を活かし、テーマ性、ストーリー性をもった魅力ある観光周遊ルートの構築を支援するとともに、企業の社会貢献活動や観光客による世界遺産の参詣道の補修・清掃活動を推進していきます。

また、地域の伝統文化、美しい自然、歴史的景観、魅力ある食文化等、地域の観光資源を活かした観光客の周遊を促進するため、新たな観光コンテンツの拡充・支援を図る中で、VRやAR等の最先端の情報通信技術を活用して、観光資源としての文化財等の付加価値向上化の取組を支援します。

- (註1) ヘリテージマネージャー（地域歴史文化遺産保全活用推進員）とは、地域に存在する歴史的文化遺産を発見し、保存し、活用して、地域活性化に貢献する能力を有した人材。文化財の調査や保全活動、保存活用計画等策定の協力や活用方法の提案、災害時における文化財の被害調査及び救出等を行います。
- (註2) ユニークベニュー（特別な会場）とは、歴史的建造物、文化施設や公的空間等で、会議・レセプションを開催することで特別感や地域特性を演出できる会場のことを指します。観光客等の誘致に大きな効果を発揮するユニークベニューは日本各地において、積極展開されています。

第5章

◆ 市町村への支援の方針

1 県の役割

県は、域内の市町村に対し、広域的観点から指導・助言・援助を行うなどの役割を担っており、国や関係機関等との円滑な連絡・調整に努めていきます。

2 市町村の役割

平成29年12月8日、国の文化審議会が行った「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について」第一次答申の中で、「国や都道府県の単位での取組の重要性はもちろん、これに加え、文化財やその所有者に最も身近な行政主体である市町村の単位で、地域住民と緊密に連携しながら、消滅の危機にある文化財の掘り起こしを含め、文化財を総合的に把握し、ここから多様な発想を得て地域一体で計画的に保存・活用に取り組んでいくことが極めて重要である。」と記されています。

文化財行政の主体は原則として地方自治体であることから、県と市町村が連携して文化財行政を担っていくことが期待されています。

3 市町村への支援の方針と支援策

(1) 支援の方針

法第183条の3第1項では、市町村は域内における文化財の保存・活用に関する基本的なアクション・プランとして「文化財保存活用地域計画」を作成し、文化庁長官の指定を受けることができることとなりました。文化財をまちづくりに活かしつつ、地域の多くの人の参加により文化財を保存・活用していくため、県は全市町村での地域計画作成をめざし、支援を行います。

(2) 支援策

①文化財の指定・保存整備・調査・活用等に関する支援策

市町村が文化財を国・県指定等に向けて調査をする場合や文化財を整備・修理する場合には、県が適切な指導・助言や財政的支援を行い、場合により学識経験者の紹介や文化庁等との連絡調整を行います。

指定文化財等の保存修理又は整備等で専門的な設計監理が必要な場合や埋蔵文化財調査の実施にあたり、必要に応じて県文化財センターの支援が得られるよう調整します。

②市町村の体制整備に関する支援策

文化財の保存活用を適切に行うためには、市町村における体制の整備が必要不可欠です。そのため、専門職員の安定的な確保に向けた取組を市町村とともに推進してまいります。

市町村が単独で文化財専門職員を配置することが困難な場合や、広域的な文化財の保存・活用に取り組む必要がある場合に、複数の市町村の事務連携による文化財保護行政体制の整備の実現をめざして関係機関と協議を進めていきます。

③市町村による文化財保存活用地域計画等作成への支援

市町村が文化財保存活用地域計画や指定文化財保存活用計画等を作成する場合は、委員もしくはオブザーバーとなって適切な助言や支援を行います。

市町村が作成する文化財保存活用地域計画について、必要に応じて、県文化財センターの支援が得られるよう調整します。

④複数の市町村にまたがる文化財の保存・活用への支援

参詣道等の道遺構や城館跡群など複数の市町村にまたがる文化財を国・県指定等をする場合や整備・修理をする場合には、市町村間の連携について適切な指導・助言や支援を行い、場合により学識経験者の紹介や文化庁等との連絡調整を行います。

⑤市町村専門職員の人材育成への支援

市町村専門職員の専門的な資質・能力向上のために学識経験者を招いて研修会を実施し、人材育成のために文化庁や独立行政法人国立文化財機構等が開催する研修会にも参加するように働きかけていきます。

⑥大規模災害発生時の市町村への支援

地震や津波、風水害など大規模災害が発生し、市町村職員による対応が困難な場合は、被災現場に職員を速やかに派遣し、文化財の被害状況の調査を実施して今後の復旧・復興方法について所有者等及び市町村並びに関係機関と対応策を検討します。また、国指定文化財については文化庁との調整を行います。

⑦歴史的建造物の活用に関わる建築基準法適用除外に関する支援

歴史的建造物等について、活用のための用途変更や改修等を行う際、国指定文化財については建築基準法の適用が除外されています。しかし、国指定文化財であった歴史的建造物等の原型を再現する場合や、その他の歴史的建造物等（建築物・工作物）については、原則として同法が適用されます。ただし、地方公共団体が定める条例によって現状変更の規制や保存のための措置を講じたものについては、建築審査会の同意を得て特定行政庁が指定した建造物等（建築物・工作物）は適用除外とすることができることから、登録文化財等の建造物等（建築物・工作物）の改修等に際し、同法の適用除外等を検討する市町村に対しては、県建築部局と連携しながら必要な助言を行います。

第6章

◆ 文化財の防犯・防災対策及び災害発生時における対応

本県は、南海トラフの北側に隣接しており、過去に宝永地震（宝永4年（1707））、安政東南海・南海地震（安政元年（1854））、昭和南海地震（昭和21年（1946））などで、地震や津波により大きな被害を受けてきました。将来的にも南海トラフ地震の発生が確実とされるため、防災及び災害発生時の対応策を考えていきます。

近年、地球温暖化による台風の強大化などにより、豪雨や暴風、高潮、高波による文化財の被害が頻発しています。平成23年（2011）9月には台風12号により、人命のみならず文化財も甚大な被害を受けました。これを契機として、歴史資料保全ネット・わかやまが結成され、その後、県と市町村及び県内博物館施設等が加入する和歌山県博物館施設等災害対策連絡会議（以下、「和博連」といいます。）の設立へとつながっています。

国では、ノートルダム大聖堂や首里城の火災を受けて、「防火対策ガイドライン」や「世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画」を策定しました。今後はこれに沿った対策を実現していきます。

また、全国の社寺等で、油のような液体を散布し、建造物や仏像を汚損する事案や仏像類の盗難が相次いでいます。

これら防犯・防災対策について、自治体や文化財所有者等のもとより、警察や消防等関係機関及び地域住民等の協力を得てその強化に努めていきます。

1 防犯・防災・災害発生時における対応のための平時の取組

（1）防犯・防災体制の整備

日常の防犯・防災体制として、県、市町村、文化財の所有者又は管理者は、関係機関と連携し、文化財の所在に関する情報共有を図り、災害が発生した際の救援体制の構築を進めます。また、警察等関係機関と連携を強化し、文化財の盗難、汚損などを防ぐ体制整備を進めます。

『和歌山県地域防災計画』において、県は和博連と連携し、県内の文化財等所在情報の把握に努め、文化財の被災軽減や応急措置、保全のための情報共有を図ることとしています。和博連は災害時の相互援助のため、会員組織が所蔵・把握している文化財の情報を集約しています。

（2）文化財の現状把握・基礎データの作成

災害発生後に、文化財の被災状況を迅速に確認するためには、平時における地域の文化財の所在把握が極めて重要です。文化財所在情報は、公表されている指定文化財の所在情報と併せて、災害時には文化財レスキューの対象リストになるものであり、常にこれら文化財所在情報の収集・更新に努めていきます。未指定文化財や出土遺物、発掘調査記録類も含め、文化財の所在調査とリスト作成を進めていきます。

仏像等の盗難事件発生の際、写真や図面類のデータが存在しない場合は、その後の捜査が困

難な状況となっており、今後は、仏像を中心として、未指定文化財も含めた調査を進め、データベースの作成を行います。また、県立博物館では、3Dプリンターでお身代わり仏像を製作し、レプリカを現地に安置して現物を博物館に寄託することによる防犯対策を行っており、今後も推進していきます。

城館の石垣や古墳の石室、庭園などにおいても、図面や写真などの基礎データを作製して、被災後の復旧作業が円滑に実施されるための準備をしておくように所有者等に働きかけていきます。

県文化財保護指導委員による定期的な文化財パトロール報告により、国・県指定文化財等の状態や所在の確認を行います。

(3) 文化財の防災・減災のための取組

県と市町村及び和博連は連携し、被災時における住民や観光客等の避難・誘導、文化財等の保全活動に関するマニュアルの整備を行い、文化財所有者・管理者に対し防災対策等に係る支援や助言を行っていきます。また、防火対策や地震対策、風水害対策を推進していくとともに、防災部局や消防機関、警察等と災害発生時の連携体制の構築を図っていきます。

毎年1月26日の「文化財防火デー」を中心に、県や市町村、社寺等で、消防機関と連携して通報、消火、搬出、避難などの消防訓練や各種防火行事が行われています。今後も、所有者等や住民、観光客に対して文化財防災を訴えるとともに、文化財への愛護思想と防火意識を育み、文化財を後世へ守り伝える素地の育成を図っていきます。

2 大規模災害時における対応

本県の大規模災害時における対応として、次に掲げる事態が想定されます。

- ①台風等による大規模な豪雨・暴風・高潮・高波被害
- ②中央構造線に起因する地震（紀の川流域／震度5弱～7）
- ③田辺市内陸直下の地震（田辺市／震度5弱～6強）
- ④南海トラフ地震（県下全域／震度5弱～7）

大規模災害の発生時には、県は、前述したように和博連と連携し、各市町村教育委員会に対し、国指定及び県指定文化財だけでなく、市町村指定文化財や未指定文化財についても可能な限り被災状況の照会を行い、情報を集約します。

和博連加入組織が所蔵・把握する文化財の被災状況についても、和博連副会長である県（教育庁文化遺産課長）が照会し、情報を集約し、文化財被災情報を一元化します。また、和博連幹事会において対応を協議し、必要に応じて文化財の被災調査や応急処置、保全など文化財レスキューの方針を決定します。

文化財レスキューの実施にあたっては、県は必要に応じて和博連、ヘリテージマネージャー等と連携するとともに、文化庁や文化財防災センター等を通じ、外部の専門的救援団体を受け入れます。これとは別に、関西広域連合で合意した「近畿2府7県危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づく応援部隊の受け入れを行います。近畿2府7県における和歌山県被災

時の応援主管府県は大阪府、副主管府県は徳島県となっています。

こうした文化財関係機関や組織以外にも、災害発生時には必要に応じて消防機関や警察、自衛隊に協力の要請を行い、被災地の倒壊家屋等瓦礫の中に含まれていると考えられる文化財情報の共有と保全を依頼します。

以上のような備えと手続きについて対応マニュアルを作成して、実際に関係機関と共同で訓練を行って、迅速に対応できるような体制づくりを進めます。

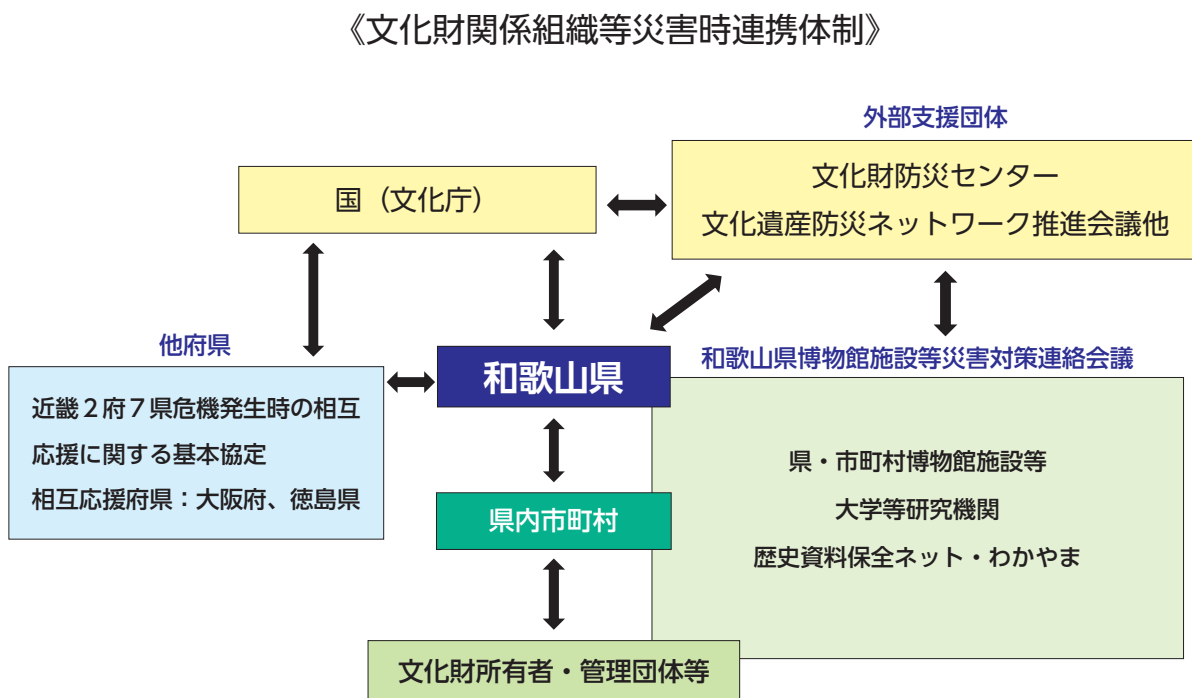


図9 文化財関係組織等災害時連携体制

第7章

◆ 文化財の保存・活用の推進体制

これまで示してきた文化財の保存と活用を推進していくためには、文化財担当部局だけでなく、文化振興、自然保護、まちづくり、観光部門等を所管する各課と連携するとともに、市町村や民間団体とも連携、協力していく必要があります。

1 県における体制

(1) 教育庁生涯学習局文化遺産課

本県では、教育委員会が文化財保護に関する事務を所管しており、教育庁生涯学習局文化遺産課がその役割を担っています。

現在、文化財専門職員として、埋蔵文化財6名、建造物4名、美術工芸品1名、無形・民俗文化財1名を配置しています。(令和2年4月1日現在)

従来から、文化庁や独立行政法人国立文化財機構などが実施する各種研修への参加による職員の専門知識、資質向上に努めてきました。引き続き、文化財を適切に保護・保存し、活用を推進していく高い意識と知識、技術を持った組織体制を整備していきます。

(2) 博物館施設及び図書館・文書館

教育委員会が所管する社会教育施設として、博物館施設では県立近代美術館、県立博物館、県立紀伊風土記の丘及び県立自然博物館の4施設を設置しています。県民をはじめ多くの人々が訪れ、学び、楽しむことができる教育文化拠点としていくため、博物館施設の機能強化に努めています。

また、県立図書館では、基本資料や児童資料、郷土資料などの収集を計画的に進めています。

知事部局が所管する県立文書館では、歴史資料として重要な文書や絵図等の収集、保存及び活用を行っており、「和歌山県歴史資料アーカイブ」でデジタル化した資料を公開しています。また、民間所在資料保存状況調査を実施し、県内各地に所在する古文書等の保存状況の把握に努めています。

(3) 文化財保護審議会

法第190条第1項の規定に基づき、県文化財保護審議会条例により設置された県教育委員会の附属機関です。各文化財類型に精通した専門知識を有する学識経験者の委員で構成され、県教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して県教育委員会に建議することとなっています。

現在16名に委員を委嘱し、以下の部会があります。(令和2年6月1日現在)

- ①有形文化財第1部会〔建造物・伝統的建造物群〕
- ②有形文化財第2部会〔建造物以外の有形文化財〕
- ③無形文化財・民俗文化財部会〔無形文化財・民俗文化財〕

④記念物部会〔記念物・文化的景観〕

⑤埋蔵文化財部会〔埋蔵文化財〕

(4) 文化財保護指導委員

法第191条第1項の規定に基づき配置しています。文化財について、随時、巡視を行い、所有者その他の関係者に対し、文化財の保護に関する指導及び助言を行うとともに、地域住民に対し、文化財保護思想について普及活動を行うこととしています。

現在52名に委嘱しています。なお、法により、市町村においても文化財保護指導委員を配置することが可能となったことから、市町村でも適切に実施されるように必要に応じ助言していきます。

(5) 関係部局・機関

文化財の保存や活用に関し連携する知事部局担当課及び地方機関（関連業務を記述。）

①総務部危機管理局危機管理・消防課

- ・ 県政に影響を及ぼす事件、事故、災害その他の危機事象に係る対応の総合調整に関すること。
- ・ 消防組織法及び消防法の施行に関すること。

②総務部危機管理局防災企画課

- ・ 災害対策基本法の施行に関すること。
- ・ 地震防災対策特別措置法の施行に関すること。
- ・ 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の施行に関すること。

③企画部企画政策局文化学術課

- ・ 文化振興政策の企画、立案及び実施に関すること。
- ・ 県民の文化活動の環境整備及び活動支援に関すること。
- ・ 県民の文化鑑賞・体験機会の創出に関すること。
- ・ 伝統的文化の保存、継承及び振興に関すること。
- ・ 文化施設の整備及び活用に関すること。
- ・ 国際文化交流の振興に関すること。
- ・ 文化に係る表彰に関すること。

④環境生活部環境政策局環境生活総務課・自然環境室

- ・ 自然公園法及び県立自然公園条例の施行に関すること。
- ・ 自然環境保全法及び県自然環境保全条例の施行に関すること。
- ・ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の施行に関すること。
- ・ レッドデータブックの編纂に関すること。
- ・ 県自然海浜保全地区条例の施行に関すること。
- ・ 国立公園、国定公園及び県立自然公園の施設整備に関すること。
- ・ 野生鳥獣の保護管理に関すること。
- ・ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律及び県外来生物による生態系

等に係る被害の防止に関する条例の施行に関すること。

- ・ジオパークに関すること。
- ・生物多様性と歌山戦略に関すること。

⑤商工観光労働部観光局観光振興課

- ・観光地の振興に関すること。
- ・観光旅客の来訪促進に関すること。
- ・観光立国推進基本法の施行に関すること。
- ・地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律の施行に関すること。
- ・和歌山県観光立県推進条例の施行に関すること。
- ・体験型観光の推進に関すること（観光交流課の所管に属するものを除く。）。
- ・世界遺産の保全・活用施策の企画及び総合調整に関すること。
- ・日本遺産を活用した誘客促進に関すること。

⑥商工観光労働部観光局観光交流課

- ・国際観光の推進に関すること。
- ・体験型教育旅行の誘致促進に関すること。
- ・観光資源の開発に関すること。
- ・観光資源の活用に係る各部局間の連絡調整に関すること。
- ・通訳案内士法の施行に関すること。
- ・外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の施行に関すること。

⑦農林水産部農林水産政策局農林水産総務課 里地・里山振興室

- ・農村振興に関すること。
- ・農村漁村の環境保全に関すること。
- ・農業遺産の保全と活用に関すること。

⑧農林水産部農業生産局経営支援課

- ・伝統的な食文化の継承の推進に関すること。

⑨県土整備部都市住宅局都市政策課

- ・都市計画法の施行に関すること。
- ・屋外広告物法の施行に関すること。
- ・景観法及び県景観条例の施行に関すること。
- ・都市再生特別措置法の施行に関すること。
- ・都市公園法の施行に関すること。
- ・建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例の施行に関すること。
- ・地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の施行に関すること。

⑩県土整備部都市住宅局建築住宅課

- ・建築基準法の施行に関すること。

①地方機関

ア 県世界遺産センター

- ・世界遺産の適正な保全及び活用並びに世界遺産に関する知識の普及啓発、学術研究に関すること。

イ 南紀熊野ジオパークセンター

- ・ジオパークの調査、研究、保全及び普及啓発並びに教育、観光への活用に関すること。

(6) 県警察本部

近年、文化財の盗難や毀損、汚損などの事案が発生しています。その予防や事案発生時の早期解決に向け連携を強化していきます。

2 関係団体との連携

文化財の保存・活用にあたっては、専門的な知識、技術を有する団体のほか、文化財所有者や保存・公開活動等を行っている団体等とも連携・協働しながら取組を進めます。現在、県が行っている主な連携は以下のとおりです。

①公益財団法人和歌山県文化財センター

埋蔵文化財等の発掘調査、文化財建造物等の保存修理、文化財保護に係る普及啓発に関すること。

②一般社団法人和歌山県建築士会

歴史的建造物の所有者への保存と活用に係る助言並びに専門人材であるヘリテージマネージャーの育成に関すること。

③和歌山県民俗芸能保存協会

県内の祭りや芸能など、民俗文化財の振興、普及・啓発、調査研究等に関すること。

④登録有形文化財所有者の会

登録有形文化財建造物の保存と活用に関すること。

⑤公益社団法人日本犬保存会和歌山支部、一般社団法人天然記念物紀州犬保存会

国天然記念物紀州犬の保存、普及・啓発に関すること。

3 市町村との連携

地域の文化財の保存・活用を図るためには、県と市町村は基本的理念を共有する必要があります。本大綱は、本県の文化財に関する保存と活用の方向性を示したものであり、各市町村は本大綱を勘案して文化財保存活用地域計画を策定し、これに基づいて施策を推進していくことが望まれます。

県は、市町村との情報共有、意思疎通を図るとともに、様々な案件に対し、必要な指導・助言・調整・支援を行い、文化財の保存・活用を推進していきます。

4 国や他都道府県との連携

国（文化庁）には各文化財に特化した高度な知見を有する職員がおり、文化財の取扱い等について引き続き指導を仰ぐとともに、市町村専門職員の資質向上などに関し協力を得られるよう調整を行います。また、国指定等文化財の修理等に対して、国補助制度に基づき国とともに所有者等を支援していきます。

また、他都道府県とは、各種会議等を通じて情報共有を図るとともに、広域にわたる文化財の保存・活用について連携、協力していきます。

《文化財の保存・活用のための体制》

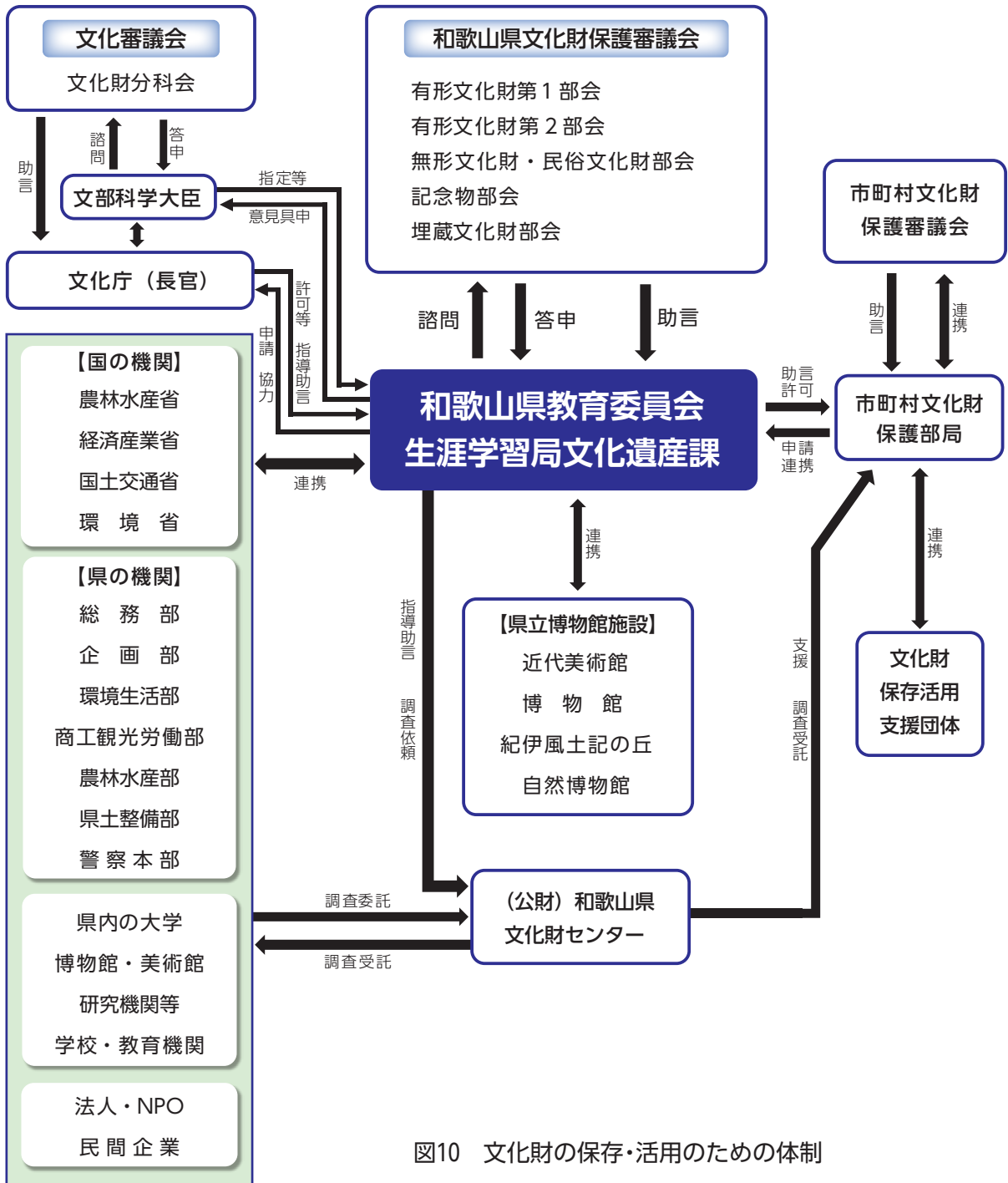


図10 文化財の保存・活用のための体制

〔別添資料1〕

【総合計画・基本計画等】

〔1〕「和歌山県長期総合計画（2017～2026）」2017.3

本計画では、本県のもつ優れた特色（強み）を積極的に生かして県政を発展させていく姿を、「『世界とつながる 愛着ある元気な和歌山』～県民みんなが楽しく暮らすために～」と表現し、5つの分野での将来像を描いています。

第2章 将来像に向けた取組 第5節 地域を創る 第1項 活力と魅力のあるまちづくり 2. 「和歌山が誇る文化遺産や景観の保存・保全と活用」で現状・課題、めざす方向、実施する主な施策を示しています。

【めざす方向】

本県の長い歴史の中で形成・伝承されてきた文化遺産と、独特の風土・文化に育まれた魅力ある景観の保存・保全を図ります。

また、観光との融合に積極的に取り組み、多くの人に、その地を訪れ、実際に観て、感動してもらう機会を創出し、地域の活性化につなげていくことで、後世にわたり、文化遺産・景観を守り、引き継いでいく「保存・保全と活用との好循環」を実現します。

〈実施する主な施策〉

1 文化遺産の保存と活用

- ア 新たな文化財指定・文化財登録や、文化財の保存修理を進めるとともに、文化遺産を県民が正しく理解し、親しむ機会を充実します。
- イ 県立紀伊風土記の丘資料館を考古博物館として再編し、特別史跡「岩橋千塚古墳群」出土遺物を中心とした県内の考古資料の保存と活用を図ります。
- ウ 企業の社会貢献活動や観光客による世界遺産参詣道の補修・清掃活動を推進するなど、訪れた多くの人の手による保全活動を継続的に展開し、文化遺産を未来に引き継いでいくとともに、保全活動を通じて地域の歴史・文化や魅力を発信します。
- エ 各地域の文化遺産を生かし、テーマ性・ストーリー性をもった魅力ある観光周遊ルートを構築します。

2 良好な景観の保全と形成

- ア 古道・街道沿いの街なみや歴史的な建造物が残る地域など、良好な景観を形成していく上で特に重要と認められる地域を、和歌山県景観条例に基づく特定景観形成地域として指定し、地域の特性を生かした良好な景観形成を図ります。
- イ 地域住民による景観づくりに関するルールづくりや、良好な景観形成に寄与している景観資源の推薦・登録を促進することで、住民参画の景観づくりを推進します。
- ウ 高速道路や自動車専用道路の沿道において、和歌山県屋外広告物条例に基づき、周辺景観と調和しつつ、分かりやすく統一感のある案内広告物の整備・誘導を進めます。
- エ 歴史的風致維持向上計画策定の促進や、和歌山県景観条例に基づく事前協議制度の適切な運用により、自然や歴史・文化、景観など地域の特徴を生かしたまちづくりを進めます。

(2)「第3期和歌山県教育振興基本計画」2018.3

「第3期和歌山県教育基本振興計画」が平成30年3月に策定されています。その中で第3章将来像の実現に向けた取組の「基本的方向1 未来を拓く「知・徳・体」をバランスよく備えた人づくり」の「4. ふるさと教育の推進」と「基本的方向4 生涯にわたる学びやスポーツ・文化芸術・文化遺産に親しむ社会づくり」の「5. 文化遺産の保存と活用の推進」で、現状・課題、重点的に実施する取組をまとめています。

4. ふるさと教育の推進

- ◆ 文化財等に興味や関心をもって学習できる機会を提供するとともに、郷土の文化遺産の次世代への継承に取り組みます。

5. 文化遺産の保存と活用の推進

- ◆ 次世代に継承すべき文化財の保存・保全と活用を推進します。
- ◆ 県立紀伊風土記の丘資料館の考古博物館への再編を進めます。

(3)「第二期和歌山県文化芸術振興基本計画（2015～2020）」2015.4

本計画では、基本目標として、「～県民一人一人が文化活動に参加し楽しめる和歌山を創る～1文化を楽しむ環境を創る。2文化資源を守り、育てる。3文化を担う人を創る。」とされています。また、「IV重点施策 2文化資源の活用と文化芸術振興による地域づくり（1）文化財の保全と活用」では、主な施策として以下の取組をまとめています。

- ①世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の保全と活用
 - ②新たな文化財指定及び文化財登録等の促進
 - ③日本遺産の認定
 - ④既指定文化財等の保存・修復の促進
 - ⑤無形文化遺産の登録推進
 - ⑥災害に備えた文化財救済の体制整備と文化資源の散逸防止
- ※「第三期和歌山県文化芸術振興基本計画」を現在策定中

(4)「和歌山県地域防災計画 基本計画編（令和元年度修正版）」2019.3

本計画では、文化財に係る災害予防計画と文化財等救援・保全活動の計画を取りまとめています。

「第14章 文教対策計画第6節文化財等救援・保全活動の計画（県教育委員会）」で以下の計画を取りまとめています。

1 計画方針

災害時における文化財等の救援・保全等の措置を図るものとする。

2 計画内容

災害発生時においては、各市町村教育委員会及び県内博物館施設等が加入する和歌山県博物館施設等災害対策連絡協議会と連携し、文化財の被害状況を把握し、救援・保全を速やかに実施するよう努めるものとする。

また、文化庁、国立文化財機構等を通じ外部の専門家救援団体や、近畿2府7県危機発生時の相互応援に関する基本協定に基づく文化財建造物の被災調査に関する要領による応援部隊を受け入れるものとする。

「第18章 文化財災害予防計画（県教育委員会）」で、文化財の防災施設の現況、計画方針、事業計画を取りまとめています。

（5）「和歌山県国土強靱化計画」2015.9 2020.3変更

本計画では、「第1章強靱化の基本的な考え方Ⅱ.基本姿勢」で、以下の基本姿勢で強靱化を実施することとしています。

- ①災害による犠牲者ゼロの実現
- ②発生直後の救助体制と早期復旧体制の確保
- ③県民生活の再建と産業の復興

「第4章強くしなやかな国づくりに向けてⅡ.次世代につなぐ防災教育の推進 1. 防災教育の充実及び 2. 防災文化の醸成」で、濱口梧陵の事績に係る教材「稲むらの火」を活用した防災教育を行っていく必要性和「津浪祭」や「稲むらの火祭り」などの地域行事の開催、住民参加による津波避難訓練の実施などの取組を全国各地域に広めていく必要があるとしています。

（6）「和歌山県景観計画」（2009.1～最新変更2020.12）

本計画では、「Ⅰ景観形成の理念 1基本目標」で、「和歌山県の景観は、緑なす紀伊山地の山々、変化に富んだ海岸地形、河川の地域ごとの文化圏のまとまりなどによりその骨格が形成されている。和歌山県では山岳信仰を育んできた雄大な山地、朝陽や夕陽に映える海岸部、そして河川の流域ごとの地域文化を反映した集落や市街地などその美しい景観が保たれている。

これらの和歌山県らしい良好な景観は、人々の生活や生業の中で生まれ、支えられ、継承されてきたものである。私たちはこれらの取組に敬意を表しながら、身近なところに当たり前のようにある和歌山県らしい景観の価値に気づき、その成り立ちを丹念に読み解き、共有していく過程を通じて保全し、創造し、次代に引き継いでいかなければならない。

このような認識の下に、県、市町村、県民、事業者及び来訪者が協働し、和歌山県らしい景観の形成を図っていく。」とされています。

また、特定景観形成地域の区域として、①熊野参詣道（中辺路）特定景観形成地域、②高野参詣道（町石道）周辺特定景観形成地域、③熊野参詣道（大辺路）特定景観形成地域、④熊野川周辺特定景観形成地域、⑤高野参詣道（黒河道）特定景観形成地域を設定して、「地域が有する景観の価値が損なわれることのないように保全するとともに、地域の特性を活かしたより良い景観の形成を図っていくものとする。」とされています。

(7)「第4次和歌山県環境基本計画(2016~2020)」2016.3

本計画では、目指す和歌山県の将来像を「健全で恵み豊かな本県の環境が保全されるとともに、それらを通じて県民一人ひとりが幸せを実感できる生活を享受でき、将来の世代にも継承することができる社会～持続可能な社会「将来にわたり住みよい環境わかやま」～」としています。「第2章-3-3自然共生社会を目指すための取組の方向」では、「生物多様性和歌山戦略に位置づけられない都市の景観や、歴史的・文化的資源の保全と活用についても関係法令や関連計画の運用等により取り組みます。」としています。

※「第5次和歌山県環境基本計画」を策定中。

(8)「生物多様性和歌山戦略」2016.3

本計画では、本県の豊かな自然環境と多種多様な生態系を「森」「里」「川」「海」のそれぞれの結びつきと課題を明らかにして、総合的な取組を推進していく計画を策定しました。「第5章自然と共生する和歌山県づくりのために 6基本戦略～まとめに代えて～」で、以下の7つの基本戦略を提言しています。

- ①天然林等の保全
- ②人工林への対応
- ③里地・里山の保全
- ④外来生物への対応
- ⑤野生鳥獣の適正管理
- ⑥生物多様性の保全に係る意識の醸成
- ⑦森里川海の連環をはぐくむ多様な主体の連携

〔別添資料2〕

【世界遺産、日本遺産、歴史的風致維持向上計画、歴史の道、ジオパーク
世界農業遺産・日本農業遺産、博物館施設】

〔1〕世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」

「紀伊山地の霊場と参詣道」は、紀伊山地に位置する3つの霊場「熊野三山」、「高野山」、「吉野・大峯」と、それらの霊場に至る参詣道、そして豊かな自然と人々の営みによって形作られてきた「文化的景観」が、和歌山県、三重県、奈良県の広範囲にわたり良好な状態で残り、人々の中に信仰の文化が今もなお生き続けていることが大きく評価されました。

現在、総面積506.4ha、参詣道総延長347.7kmが世界遺産の範囲となっていますが、登録されていない参詣道等の中には、既に国史跡に指定されている地点があります。他にも、国史跡指定の可能性を有する地点もあり、さらなる保護措置の拡充を行うとともに、熊野参詣道紀伊路等の世界遺産の追加登録をめざします。

構成資産の保存管理に関し、3県による包括的な保存管理計画及び各県個別の保存管理計画が策定されており、この計画に基づき県内及び県外の関係市町村と連携して保存と活用を図っていきます。

県は、世界遺産の保全と活用の活動拠点として、田辺市本宮町に「和歌山県世界遺産センター」を開設・運営しています。

〔2〕日本遺産

日本遺産は、地域に点在する遺産を「面」として活用し、発信することで地域活性化を図ることを主な目的としています。文化庁では2020年度までに100件程度認定することとしていたところ、平成27年度（2015年度）以降、令和2年度（2020年度）までの6年間で104件を認定し、県内関係では、以下の7件が認定されています。

日本遺産に認定されると、当該地域のブランド化等に繋がりますが、魅力発信、活用については、関係市町の取組、連携が不可欠です。また、日本遺産の効果を活用し、文化観光の推進が図られるよう、構成する文化財の市町村による整備を支援していきます。

①鯨とともに生きる 2016年（◎が代表自治体）

◎和歌山県、新宮市、那智勝浦町、太地町、串本町

②絶景の宝庫 和歌の浦 2017年

◎和歌山県、和歌山市、海南市

③「最初の一滴」醤油醸造の発祥の地 紀州湯浅 2017年

◎湯浅町

④「百世の安堵」～津波と復興の記憶が生きる広川の防災遺産～ 2018年

◎広川町

⑤1300年つづく日本の終活の旅～西国三十三所観音巡礼～ 2019年

滋賀県（◎大津市、長浜市、近江八幡市）、和歌山県（那智勝浦町、和歌山市、紀の川市）、

大阪府（和泉市、大阪府藤井寺市、大阪府茨木市、大阪府箕面市）、奈良県（高取町、明日香村、桜井市、奈良市）、京都府（宇治市、京都市、亀岡市、宮津市、舞鶴市）、兵庫県（宝塚市、加東市、加西市、姫路市）、岐阜県揖斐川町

⑥女性とともに今に息づく女人高野～時を超え、時に合わせて見守り続ける癒しの聖地～
2020年

◎大阪府河内長野市、和歌山県（九度山町、高野町）、奈良県宇陀市

⑦「葛城修験」一里人とともに守り伝える修験道はじまりの地 2020年

◎和歌山県、和歌山県（和歌山市、橋本市、紀の川市、岩出市、かつらぎ町）、大阪府、大阪府（岸和田市、泉佐野市、河内長野市、和泉市、柏原市、阪南市、岬町、河南町、千早赤阪村）、奈良県、奈良県（五條市、御所市、香芝市、葛城市、王寺町）

（3）歴史的風致維持向上計画

歴史的風致維持向上計画は、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（国土交通省・文化庁・農林水産省が共管）に基づき、市町村が策定するものであり、町並みや文化財等の整備や情報発信を行うことで、歴史的な市街地や伝統的な活動等の維持・向上を図ることを目的としています。県内で認定されている市・町は以下の1市・3町です。

今後も、市町村の歴史的風致維持向上計画の策定や計画に基づく取組みを支援し、歴史的建造物の修理等を通じて、良好な景観を形成するとともに地域に根ざした歴史・文化・風土を生かしたまちづくりを推進していきます。

【和歌山県内の歴史的風致維持向上計画策定状況】

策定市町	計画の名称	認定日	計画期間
湯浅町	湯浅町歴史的風致維持向上計画	2016.3.28	2016～2025
広川町	広川町歴史的風致維持向上計画	2016.10.3	2016～2025
和歌山市	和歌山市歴史的風致維持向上計画	2018.3.26	2018～2027
高野町	高野町歴史的風致維持向上計画	2019.1.24	2019～2028

（4）歴史の道

道や水路等は、古くから人、物、情報の交流の舞台となっており、我が国の文化や歴史を理解する上で極めて重要な意味を持っています。

文化庁では、これらの歴史的・文化的に重要な由緒を有する古道・交通関係遺跡を「歴史の道」として、その保存と活用を広く国民に呼び掛け、顕彰するために、全国各地の最もすぐれた「歴史の道」を「歴史の道百選」として選定しています。

本県では、「熊野参詣道」、「高野山参詣道」、「葛城修験の道」及び「古座街道」の4件が選定されています。今後、これらの史跡指定等の保護措置を進めるとともに、ウォークイベント等への活用を推進します。

(5) ジオパーク

ジオパークとは、「地球・大地（ジオ：Geo）」と「公園（パーク：Park）」とを組み合わせた言葉で、「大地の公園」を意味し、地球（ジオ）を学び、丸ごと楽しむことができる場所をいいます。大地（ジオ）の上に広がる生態系（エコ）の中で、私たち人（ヒト）は生活し、産業を築き、文化や歴史を育んでいます。ジオパークでは、「ジオ」・「エコ」・「ヒト」の3つの要素のつながりを楽しく知ることができます。

県内には、平成26年（2014）に日本ジオパークに認定された「南紀熊野ジオパーク」があり、新宮市、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町及び奈良県十津川村の一部の10市町村の範囲にわたります。

プレートの沈み込みに伴って生み出された異なる3つの地質体（付加体、前弧海盆堆積体、火成岩体）を見ることができるジオパークであり、地球の営みによって出来た独特の景観を楽しむことができます。それらを含むジオサイトは天然記念物としても重要な文化財であり、指定等の保護措置を推進します。

県は、南紀熊野ジオパークの情報発信と調査研究の拠点として、東牟婁郡串本町潮岬に「南紀熊野ジオパークセンター」を開設・運営しています。

(6) 世界農業遺産・日本農業遺産

農業遺産とは、社会や環境に適応しながら何世代にもわたり継承されてきた独自性のある農林水産業並びにそれに密接に関わって育まれた文化、ランドスケープ（註1）及びシースケープ（註2）、農業生物多様性（註3）などが相互に関連して一体となった、将来に受け継がれるべき伝統的な農林水産業を営む地域（農林水産業システム）で、世界及び日本における重要性並びに歴史的及び現代的な重要性を有するものを認定する制度です。

農業遺産には、国連食糧農業機関が認定する「世界農業遺産」と、農林水産大臣が認定する「日本農業遺産」があります。

和歌山県ではみなべ・田辺地域の「みなべ・田辺の梅システム」が平成27年（2015）に世界農業遺産に、海南市下津地域の「下津蔵出しみかんシステム」が平成31年（2019）に、高野町・かつらぎ町（花園）・有田川町（清水）地域の「聖地 高野山と有田川上流域を結ぶ持続的農林業システム」と有田市・湯浅町・広川町・有田川町地域の「みかん栽培の礎を築いた有田みかんシステム」が、令和3年（2021）に日本農業遺産に認定されています。

県では、農業遺産の保全と活用に取り組む認定地域の協議会活動を支援しています。

註1 ランドスケープ：ここでは、土地の上に農林水産業の営みを展開し、それが呈する一つの地域的まとまりのこと。

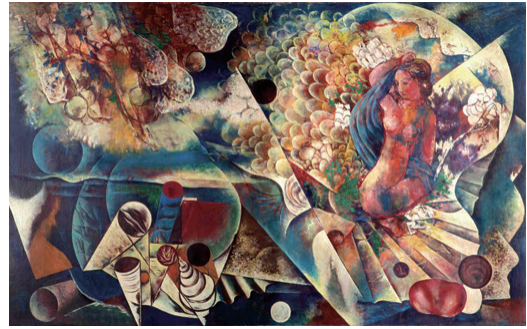
註2 シースケープ：ここでは、里海であり、沿岸海域で行われる漁業や養殖業等によって形成されるもの。

註3 農業生物多様性：ここでは、食料及び農業と関わりのある生物多様性及び遺伝資源が豊富であること。

（7）博物館施設

【和歌山県立近代美術館】

県立近代美術館には、県内出身の川口軌外や野長瀬晩花の絵画、田中恭吉の版画などをはじめとして、明治時代から現代に至る日本画、洋画、彫刻、版画など1万点を越すコレクションがあり、展示替えをしながら、企画展やコレクション展で紹介しています。また、国内の近現代美術や海外の多様な美術を紹介する展覧会も開催しています。



川口軌外「少女と貝殻」

地域の学校と連携した団体鑑賞、鑑賞教材の作製等で学習支援を行い、ワークショップや解説会を実施し、生涯学習の支援も行っています。

【和歌山県立博物館】

県立博物館では、高野・熊野信仰に関する資料や、紀伊徳川家ゆかりの品など、県内の文化財に関する博物館資料を積極的に収集・保管・調査・展示し、その成果を一般に普及する事業を実施しています。

展示解説については、図録・ミュージアムトーク・子供用クイズ・音声ガイドなど多様な要望に対応できるように配慮しています。



南蛮胴具足(徳川家康所用)
(和歌山市／国美術工芸品)

【和歌山県立紀伊風土記の丘資料館】

県立紀伊風土記の丘資料館は、県内の考古資料と民俗資料を展示・収蔵している施設で、大日山35号墳から出土し重要文化財に指定された多様な埴輪類も展示されています。

隣接する特別史跡岩橋千塚古墳群や重要文化財の移築民家などの見学や体験学習ができます。考古学や民俗学の企画展や各種講座を開催し、埴輪製作など体験学習も実施しています。



大日山35号墳出土品(和歌山市／国美術工芸品)

施設の老朽化に伴い、和歌山県立考古民俗博物館（仮称）として新たに建設することが県長期総合計画に盛り込まれており、平成31年3月に基本構想を策定しています。

【和歌山県立自然博物館】

県内の豊かで貴重な自然と生物を研究し、紹介する施設が県立自然博物館です。水にすむ生物の展示を中心に、動・植物をはじめとした様々な生物及び化石や標本・資料などを収蔵・展示し、興味を持って楽しみながら学習できます。

また、世界で4体しかないニホンオオカミの剥製（和歌山大学から寄託）や、鳥屋城山から発掘された白亜紀の巨大な海生爬虫類のモササウルスの全身骨格化石などの貴重な資料も収蔵しています。



モササウルスの復元図

県立自然博物館は、施設の老朽化と津波で被災する可能性があるため、移転・リニューアルし、機能の充実を図る計画が県長期総合計画に盛り込まれています。

和歌山県博物館施設等災害対策連絡会議 会員一覧 (令和2年12月31日現在)

博物館・図書館・研究機関等	
1	有田市郷土資料館
2	有田市図書館
3	稲むらの火の館
4	岩出市立岩出図書館
5	海南市歴史民俗資料館
6	角長醤油資料館・職人蔵
7	京都大学フィールド科学教育研究センター 瀬戸臨海実験所 (京都大学白浜水族館)
8	串本応挙芦雪館
9	串本海中公園センター
10	高野山大学附属高野山図書館
11	高野山霊宝館
12	御坊市立図書館
13	御坊市歴史民俗資料館
14	白浜町立図書館
15	新宮市立佐藤春夫記念館
16	新宮市立図書館
17	新宮市立歴史民俗資料館
18	すさみ町立エビとカニの水族館
19	すさみ町立歴史民俗資料館
20	耐久史学館
21	太地町立石垣記念館
22	太地町立くじらの博物館
23	田辺市立大塔歴史民俗資料館
24	田辺市立図書館
25	田辺市立美術館・熊野古道なかへち美術館
26	田辺市立田辺歴史民俗資料館
27	那智勝浦町立図書館
28	西村記念館
29	橋本市図書館
30	広川町男山焼会館
31	北海道大学北方生物圏フィールド科学センター 森林圏ステーション南管理部 和歌山研究林
32	南方熊楠記念館
33	南方熊楠顕彰館
34	みなべ町立図書館
35	美浜町立図書館
36	歴史資料保全ネット・わかやま
37	和歌山県世界遺産センター
38	(一社) 和歌山県建築士会
39	(公財) 和歌山県文化財センター
40	和歌山県立紀伊風土記の丘
41	和歌山県立近代美術館
42	和歌山県立自然博物館
43	和歌山県立図書館
44	和歌山県立文書館
45	和歌山県立博物館
46	和歌山公園動物園
47	(公財) 和歌山市文化スポーツ振興財団 (和歌山城天守閣)
48	和歌山市民図書館
49	和歌山市立博物館
50	和歌山大学紀州経済史文化史研究所
51	和歌山大学附属図書館

県	
1	和歌山県教育庁生涯学習局文化遺産課
2	和歌山県企画部企画政策局文化学術課
3	和歌山県環境生活部環境生活総務課 自然環境室
4	和歌山県教育庁生涯学習局生涯学習課

市町村教育委員会等	
1	和歌山市和歌山城整備企画課
2	海南市教育委員会
3	橋本市教育委員会
4	有田市教育委員会
5	御坊市教育委員会
6	田辺市教育委員会
7	新宮市教育委員会
8	九度山町教育委員会
9	湯浅町教育委員会
10	広川町教育委員会
11	有田川町教育委員会
12	美浜町教育委員会
13	由良町教育委員会
14	印南町教育委員会
15	みなべ町教育委員会
16	日高川町教育委員会
17	白浜町教育委員会
18	上富田町教育委員会
19	すさみ町教育委員会
20	那智勝浦町教育委員会
21	太地町教育委員会
22	古座川町教育委員会
23	北山村教育委員会
24	串本町教育委員会

和歌山県博物館施設等災害対策連絡会議

博物館、図書館、研究機関等…………… 51 組織
 県…………… 4 組織
 市町村教育委員会等…………… 24 組織
 (令和2年12月31日現在) …… 計 79 組織

- 会 長：県立博物館長
- 副 会 長：県立近代美術館長
 県文化遺産課長
- 監 事：一覧表の●印…………… 2 組織
- 幹 事：一覧表の○印…………… 19 組織
- 代 表 幹 事：県立博物館主任学芸員
- 副代表幹事：県立文書館主査

事務局：県立近代美術館
 電 話：073-436-8690 (代)
 F A X：073-436-1337

和歌山県文化財保存活用大綱

令和3年3月

発行 和歌山県教育委員会

編集 和歌山県教育庁生涯学習局文化遺産課

〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通 1-1

TEL : 073-432-4111 (県庁代表)

E-mail : e5007001@pref.wakayama.lg.jp



Agency for Cultural Affairs, Government of Japan

令和2年度文化庁文化芸術振興費補助金
(地域文化財総合活用推進事業)